

官報

号外 昭和三十三年四月十六日

○第二十六回 衆議院會議録第三十三号

昭和三十三年四月十六日(火曜日)

昭和三十三年四月十六日

午後二時 本会議

●本日の會議に付した案件

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判所の職權の特例等に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

引揚者給付金等支給法案(内閣提出)

午後三時七分開議

○議長(金谷秀次君) これより會議を開きます。

○議長(金谷秀次君) この際御紹介申し上げたいオーストラリア内閣總理大臣ロバート・ゴードン・メ

ンジス氏が貴賓席にお見えになりました。本院に同氏をお迎えいたしましたことは、まことに喜びにたえません。ここに諸君とともに心から歓迎の意を表します。

〔拍手〕

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員理事大平正芳君。

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

- 一 公安職俸給表(別表第一)
- 二 公安職俸給表(別表第二)
- 三 公安職俸給表(別表第三)
- 四 公安職俸給表(別表第四)
- 五 公安職俸給表(別表第五)
- 六 公安職俸給表(別表第六)
- 七 公安職俸給表(別表第七)
- 八 公安職俸給表(別表第八)
- 九 公安職俸給表(別表第九)
- 十 公安職俸給表(別表第十)
- 十一 公安職俸給表(別表第十一)
- 十二 公安職俸給表(別表第十二)
- 十三 公安職俸給表(別表第十三)
- 十四 公安職俸給表(別表第十四)
- 十五 公安職俸給表(別表第十五)
- 十六 公安職俸給表(別表第十六)
- 十七 公安職俸給表(別表第十七)
- 十八 公安職俸給表(別表第十八)
- 十九 公安職俸給表(別表第十九)
- 二十 公安職俸給表(別表第二十)
- 二十一 公安職俸給表(別表第二十一)
- 二十二 公安職俸給表(別表第二十二)
- 二十三 公安職俸給表(別表第二十三)
- 二十四 公安職俸給表(別表第二十四)
- 二十五 公安職俸給表(別表第二十五)
- 二十六 公安職俸給表(別表第二十六)
- 二十七 公安職俸給表(別表第二十七)
- 二十八 公安職俸給表(別表第二十八)
- 二十九 公安職俸給表(別表第二十九)
- 三十 公安職俸給表(別表第三十)
- 三十一 公安職俸給表(別表第三十一)
- 三十二 公安職俸給表(別表第三十二)
- 三十三 公安職俸給表(別表第三十三)
- 三十四 公安職俸給表(別表第三十四)
- 三十五 公安職俸給表(別表第三十五)
- 三十六 公安職俸給表(別表第三十六)
- 三十七 公安職俸給表(別表第三十七)
- 三十八 公安職俸給表(別表第三十八)
- 三十九 公安職俸給表(別表第三十九)
- 四十 公安職俸給表(別表第四十)
- 四十一 公安職俸給表(別表第四十一)
- 四十二 公安職俸給表(別表第四十二)
- 四十三 公安職俸給表(別表第四十三)
- 四十四 公安職俸給表(別表第四十四)
- 四十五 公安職俸給表(別表第四十五)
- 四十六 公安職俸給表(別表第四十六)
- 四十七 公安職俸給表(別表第四十七)
- 四十八 公安職俸給表(別表第四十八)
- 四十九 公安職俸給表(別表第四十九)
- 五十 公安職俸給表(別表第五十)
- 五十一 公安職俸給表(別表第五十一)
- 五十二 公安職俸給表(別表第五十二)
- 五十三 公安職俸給表(別表第五十三)
- 五十四 公安職俸給表(別表第五十四)
- 五十五 公安職俸給表(別表第五十五)
- 五十六 公安職俸給表(別表第五十六)
- 五十七 公安職俸給表(別表第五十七)
- 五十八 公安職俸給表(別表第五十八)
- 五十九 公安職俸給表(別表第五十九)
- 六十 公安職俸給表(別表第六十)
- 六十一 公安職俸給表(別表第六十一)
- 六十二 公安職俸給表(別表第六十二)
- 六十三 公安職俸給表(別表第六十三)
- 六十四 公安職俸給表(別表第六十四)
- 六十五 公安職俸給表(別表第六十五)
- 六十六 公安職俸給表(別表第六十六)
- 六十七 公安職俸給表(別表第六十七)
- 六十八 公安職俸給表(別表第六十八)
- 六十九 公安職俸給表(別表第六十九)
- 七十 公安職俸給表(別表第七十)
- 七十一 公安職俸給表(別表第七十一)
- 七十二 公安職俸給表(別表第七十二)
- 七十三 公安職俸給表(別表第七十三)
- 七十四 公安職俸給表(別表第七十四)
- 七十五 公安職俸給表(別表第七十五)
- 七十六 公安職俸給表(別表第七十六)
- 七十七 公安職俸給表(別表第七十七)
- 七十八 公安職俸給表(別表第七十八)
- 七十九 公安職俸給表(別表第七十九)
- 八十 公安職俸給表(別表第八十)
- 八十一 公安職俸給表(別表第八十一)
- 八十二 公安職俸給表(別表第八十二)
- 八十三 公安職俸給表(別表第八十三)
- 八十四 公安職俸給表(別表第八十四)
- 八十五 公安職俸給表(別表第八十五)
- 八十六 公安職俸給表(別表第八十六)
- 八十七 公安職俸給表(別表第八十七)
- 八十八 公安職俸給表(別表第八十八)
- 八十九 公安職俸給表(別表第八十九)
- 九十 公安職俸給表(別表第九十)
- 九十一 公安職俸給表(別表第九十一)
- 九十二 公安職俸給表(別表第九十二)
- 九十三 公安職俸給表(別表第九十三)
- 九十四 公安職俸給表(別表第九十四)
- 九十五 公安職俸給表(別表第九十五)
- 九十六 公安職俸給表(別表第九十六)
- 九十七 公安職俸給表(別表第九十七)
- 九十八 公安職俸給表(別表第九十八)
- 九十九 公安職俸給表(別表第九十九)
- 一百 公安職俸給表(別表第一百)

の者の属する職務の等級における最高の号俸をこえて俸給月額を決定することができる。

6 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から、その号俸について俸給表に掲げる昇給期間を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、一号俸上位の号俸に昇給させることができる。但し、第三項又は第四項の規定により号俸が決定された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、人事院規則の定めるところにより、その昇給期間を短縮することができる。

第九条第一項中「俸給月額」を「俸給の月額」に改める。

第十条を次のように改める。

(俸給の調整額)

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の等級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に對し適當でないことを認めるときは、その特殊性に基き、俸給月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の百分の二十五をこえてはならない。

第十条の二中「第六条に規定する俸給表に掲げられている俸給額」を「俸給月額」に改める。

第十二条第三項中「別表第七」を「別表第九」に改める。

別表第七を別表第九とし、別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等 級				2 等 級				3 等 級				4 等 級				5 等 級				6 等 級				7 等 級			
	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月
1	57,600	42,200	12	12	30,300	20,300	12	12	13,300	9,200	12	12	5,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	60,000	44,400	12	12	32,000	21,400	12	12	14,300	9,800	12	12	6,000	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	62,400	46,600	12	12	33,700	22,600	12	12	15,300	10,600	12	12	6,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
4	64,800	48,800	12	12	35,400	23,800	12	12	16,300	11,400	12	12	6,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
5	67,200	51,000	12	12	37,100	25,000	12	12	17,300	12,300	12	12	7,400	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
6	69,600	53,200	12	12	38,800	26,200	12	12	18,300	13,300	12	12	8,000	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
7	72,000	55,400	15	15	40,500	27,500	12	12	19,300	14,300	12	12	8,600	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
8		57,600	18	18	42,200	28,900	12	12	20,300	15,300	12	12	9,200	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
9		60,000	21	21	44,400	30,300	12	12	21,400	16,300	12	12	9,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
10		62,400	24	24	46,600	32,000	15	15	22,600	17,300	15	15	10,600	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
11		64,800			48,800	33,700	15	15	23,800	18,300	15	15	11,400	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
12					51,000	35,400	18	18	25,000	19,300	18	18	12,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13						37,100	21	21	26,200	20,300	21	21	13,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
14						38,800	24	24	27,500	21,400	24	24	14,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
15						40,500			28,900	22,600			15,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
16									30,300																			

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1 等 級				2 等 級				3 等 級				4 等 級				5 等 級				6 等 級				7 等 級			
	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月	俸月	給額	昇給期間	月
1	37,100	30,300	12	12	20,300	15,300	12	12	11,400	9,200	12	12	5,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
2	38,800	32,000	12	12	21,400	16,300	12	12	12,300	9,800	12	12	6,000	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
3	40,500	33,700	12	12	22,600	17,300	12	12	13,300	10,600	12	12	6,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
4	42,200	35,400	12	12	23,800	18,300	12	12	14,300	11,400	12	12	6,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
5	44,400	37,100	15	15	25,000	19,300	12	12	15,300	12,300	12	12	7,400	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
6	46,600	38,800	18	18	26,200	20,300	12	12	16,300	13,300	12	12	8,000	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
7	48,800	40,500	18	18	27,500	21,400	12	12	17,300	14,300	12	12	8,600	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
8	51,000	42,200	24	24	28,900	22,600	15	15	18,300	15,300	12	12	9,200	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
9		44,400	24	24	30,300	23,800	15	15	19,300	16,300	15	15	9,800	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
10		46,600			32,000	25,000	15	15	20,300	17,300	15	15	10,600	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
11					33,700	26,200	18	18	21,400	18,300	18	18	11,400	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
12					35,400	27,500	21	21	22,600	19,300	21	21	12,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
13					37,100	28,900	24	24	23,800	20,300	24	24	13,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
14					38,800	30,300			25,000	21,400			14,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
15					40,500				26,200	22,600			15,300	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12

備考 この表は、府、省、庁及び委員会の地方支分部局等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

号俸	職 の 等 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
		俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間
1			37,100	12		30,300	12		22,600	12		17,300	12		13,300	12		10,600	12		6,400	12
2			38,800	12		32,000	12		23,800	12		18,300	12		14,300	12		11,400	12		7,600	12
3			40,500	12		33,700	12		25,000	12		19,300	12		15,300	12		12,300	12		7,600	12
4			42,200	15		35,400	12		26,200	12		20,300	12		16,300	12		13,300	12		8,200	12
5			44,400	18		37,100	15		27,500	12		21,400	12		17,300	12		14,300	12		8,800	12
6			46,600	21		38,800	18		28,900	12		22,600	12		18,300	12		15,300	12		9,400	12
7			48,800	24		40,500	18		30,300	12		23,800	12		19,300	12		16,300	12		10,000	12
8			51,000			42,200	24		32,000	15		25,000	15		20,300	12		17,300	12		10,600	12
9						44,400	24		33,700	15		26,200	15		21,400	15		18,300	12		11,400	12
10						46,600			35,400	18		27,500	15		22,600	15		19,300	15		12,300	15
11									37,100	21		28,900	18		23,800	18		20,300	18		13,300	18
12									38,800	24		30,300	21		25,000	18		21,400	18		14,300	21
13									40,500			32,000	24		26,200	21		22,600	21		15,300	24
14												33,700			27,500	24		23,800	24		16,300	
15															28,900			25,000				

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

号俸	職 の 等 級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
		俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間	俸月	給額	昇給 期間
1			37,100	12		30,300	12		22,600	12		15,300	12		10,600	12		8,600	12		7,100	12
2			38,800	12		32,000	12		23,800	12		16,300	12		11,400	12		9,200	12		7,600	12
3			40,500	12		33,700	12		25,000	12		17,300	12		12,300	12		9,800	12		8,100	12
4			42,200	15		35,400	12		26,200	12		18,300	12		13,300	12		10,600	12		8,600	12
5			44,400	18		37,100	15		27,500	12		19,300	12		14,300	12		11,400	12		9,200	12
6			46,600	21		38,800	18		28,900	12		20,300	12		15,300	12		12,300	12		9,800	12
7			48,800	24		40,500	18		30,300	12		21,400	12		16,300	12		13,300	12		10,600	12
8			51,000			42,200	24		32,000	15		22,600	12		17,300	12		14,300	12		11,400	12
9						44,400	24		33,700	15		23,800	12		18,300	12		15,300	12		12,300	12
10						46,600			35,400	18		25,000	15		19,300	15		16,300	12		13,300	12
11									37,100	21		26,200	15		20,300	15		17,300	12		14,300	12
12									38,800	24		27,500	15		21,400	18		18,300	15		15,300	12
13									40,500			28,900	18		22,600	18		19,300	15		16,300	12
14												30,300	21		23,800	21		20,300	18		17,300	12
15												32,000	24		25,000	21		21,400	18		18,300	15
16												33,700			26,200	24		22,600	21		19,300	15
17															27,500	24		23,800	21		20,300	18
18															28,900			25,000	24		21,400	21
19																		26,200	24		22,600	21
20																		27,500			23,800	24
21																					25,000	24
22																					26,200	

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で、人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職の 等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級		7 等 級		8 等 級	
	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1	37,100	12	30,300	12	22,600	12	17,300	12	13,300	12	10,600	12	6,800	12	5,600	12
2	38,800	12	32,000	12	23,800	12	18,300	12	14,300	12	11,400	12	7,400	12	5,800	12
3	40,500	12	33,700	12	25,000	12	19,300	12	15,300	12	12,300	12	8,000	12	6,000	12
4	42,200	15	35,400	12	26,200	12	20,300	12	16,300	12	13,300	12	8,600	12	6,300	12
5	44,400	18	37,100	15	27,500	12	21,400	12	17,300	12	14,300	12	9,200	12	6,800	12
6	46,600	21	38,800	18	28,900	12	22,600	12	18,300	12	15,300	12	9,800	12	7,400	12
7	48,800	24	40,500	18	30,300	12	23,800	12	19,300	12	16,300	12	10,600	12	8,000	12
8	51,000		42,200	24	32,000	15	25,000	15	20,300	12	17,300	12	11,400	12	8,600	12
9			44,400	24	33,700	15	26,200	15	21,400	15	18,300	15	12,300	12	9,200	12
10			46,600		35,400	18	27,500	15	22,600	15	19,300	15	13,300	15	9,800	12
11					37,100	21	28,900	18	23,800	18	20,300	18	14,300	15	10,600	12
12					38,800	24	30,300	21	25,000	18	21,400	18	15,300	15	11,400	12
13					40,500		32,000	24	26,200	21	22,600	21	16,300	15	12,300	15
14							33,700		27,500	21	23,800	21	17,300	18	13,300	18
15									28,900	24	25,000	24	18,300	18	14,300	18
16									30,300		26,200	24	19,300	18	15,300	21
17											27,500		20,300	21	16,300	21
18													21,400	24	17,300	24
19													22,600	24	18,300	24
20													23,800		19,300	

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職の 等級 号俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級	
	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1	32,600	12	22,800	12	16,800	12	11,800	12	7,400	12
2	34,200	12	24,200	12	18,000	12	12,800	12	8,000	12
3	35,800	12	25,600	12	19,200	12	13,800	12	8,600	12
4	37,400	12	27,000	12	20,400	12	14,800	12	9,200	12
5	39,000	12	28,400	12	21,600	12	15,800	12	10,000	12
6	40,600	12	29,800	12	22,800	12	16,800	12	10,800	12
7	42,200	12	31,200	12	24,200	12	18,000	12	11,800	12
8	43,800	12	32,600	12	25,600	12	19,200	15	12,800	12
9	45,400	15	34,200	12	27,000	15	20,400	15	13,800	15
10	47,000	18	35,800	15	28,400	15	21,600	15	14,800	15
11	48,600	21	37,400	15	29,800	15	22,800	18	15,800	15
12	50,200	24	39,000	18	31,200	18	24,200	18	16,800	18
13	51,800	24	40,600	21	32,600	21	25,600	18	18,000	18
14	53,400		42,200	24	34,200	24	27,000	21	19,200	18
15			43,800		35,800		28,400	24	20,400	18
16							29,800		21,600	18
17									22,800	21
18									24,200	24
19									25,600	

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

号俸	職の等級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
		俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1		16,800	12	月	11,800	12	月	8,200	12	月	5,600	12	月
2		17,800	12	月	12,800	12	月	8,800	12	月	5,800	12	月
3		18,800	12	月	13,800	12	月	9,400	12	月	6,100	12	月
4		19,800	12	月	14,800	12	月	10,200	12	月	6,500	12	月
5		20,800	12	月	15,800	12	月	11,000	12	月	7,000	12	月
6		21,800	15	月	16,800	12	月	11,800	12	月	7,600	12	月
7		22,800	15	月	17,800	12	月	12,800	12	月	8,200	12	月
8		23,800	15	月	18,800	12	月	13,800	12	月	8,800	12	月
9		24,800	15	月	19,800	15	月	14,800	15	月	9,400	12	月
10		25,800	18	月	20,800	15	月	15,800	15	月	10,200	12	月
11		26,800	18	月	21,800	15	月	16,800	15	月	11,000	12	月
12		27,800	18	月	22,800	18	月	17,800	18	月	11,800	15	月
13		28,800	18	月	23,800	18	月	18,800	18	月	12,800	15	月
14		29,800	18	月	24,800	18	月	19,800	18	月	13,800	15	月
15		30,800	21	月	25,800	21	月	20,800	18	月	14,800	18	月
16		31,800	21	月	26,800	21	月	21,800	21	月	15,800	18	月
17		32,800	24	月	27,800	24	月	22,800	21	月	16,800	21	月
18		33,800	24	月	28,800	24	月	23,800	24	月	17,800	21	月
19		34,800			29,800			24,800	24	月	18,800	24	月
20								25,800			19,800	24	月
21											20,800		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

号俸	職の等級	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級		
		俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1		57,600		月	30,000	12	月	19,400	12	月	15,800	12	月	9,800	12	月	7,400	12	月
2		60,000		月	31,600	12	月	20,800	12	月	17,000	12	月	10,800	12	月	8,000	12	月
3		62,400		月	33,200	12	月	22,200	12	月	18,200	12	月	11,800	12	月	8,600	12	月
4		64,800		月	34,800	12	月	23,600	12	月	19,400	12	月	12,800	12	月	9,200	12	月
5		67,200		月	36,400	12	月	25,200	12	月	20,800	12	月	13,800	12	月	9,800	12	月
6		69,600		月	38,000	12	月	26,800	12	月	22,200	12	月	14,800	12	月	10,800	12	月
7		72,000		月	39,600	12	月	28,400	12	月	23,600	15	月	15,800	15	月	11,800	12	月
8				月	41,200	12	月	30,000	12	月	25,200	15	月	17,000	15	月	12,800	12	月
9				月	42,800	12	月	31,600	12	月	26,800	15	月	18,200	15	月	13,800	12	月
10				月	44,400	12	月	33,200	15	月	28,400	15	月	19,400	15	月	14,800	12	月
11				月	46,000	12	月	34,800	15	月	30,000	15	月	20,800	15	月	15,800	15	月
12				月	47,600	15	月	36,400	15	月	31,600	15	月	22,200	15	月	17,000	15	月
13				月	49,600	15	月	38,000	15	月	33,200	15	月	23,600	18	月	18,200	15	月
14				月	51,600	15	月	39,600	15	月	34,800	15	月	25,200	18	月	19,400	18	月
15				月	53,600	15	月	41,200	15	月	36,400	15	月	26,800	18	月	20,800	18	月
16				月	55,600	15	月	42,800	18	月	38,000	15	月	28,400	18	月	22,200	18	月
17				月	57,600	18	月	44,400	21	月	39,600	15	月	30,000	21	月	23,600	21	月
18				月	60,000	21	月	46,000	21	月	41,200	18	月	31,600	21	月	25,200	21	月
19				月	62,400	24	月	47,600	24	月	42,800	21	月	33,200	24	月	26,800	24	月
20				月	64,800		月	49,600		月	44,400	24	月	34,800	24	月	28,400	24	月
21											46,000	24	月	36,400			30,000		
22											47,600								

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の18号俸、19号俸及び20号俸は、大学院を置く大学の教授のみに適用する。

(三) 大学院を置く大学の教授については、2等級の13号俸、14号俸、15号俸、16号俸及び17号俸に昇給する場合は、昇給期間を12月とする。

ロ 教育職俸給表(二)

職務 号	の 等 級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		25,800	12	9,800	12	6,300	12
2		27,000	12	10,800	12	6,800	12
3		28,200	12	11,800	12	7,400	12
4		29,400	12	12,800	12	8,000	12
5		30,600	12	13,800	12	8,600	12
6		31,800	12	14,800	12	9,200	12
7		33,300	12	15,800	12	9,800	12
8		34,800	12	16,800	12	10,800	12
9		36,300	12	17,800	12	11,800	12
10		37,800	12	18,800	12	12,800	12
11		39,300	12	19,800	12	13,800	12
12		40,800	12	20,800	12	14,800	12
13		42,300	12	21,800	12	15,800	12
14		43,800	15	22,800	12	16,800	12
15		45,300	15	23,800	12	17,800	12
16		46,800	18	24,800	12	18,800	12
17		48,300	21	25,800	12	19,800	15
18		49,800	21	27,000	12	20,800	15
19		51,300	24	28,200	12	21,800	15
20		52,800		29,400	12	22,800	18
21				30,600	12	23,800	18
22				31,800	15	24,800	18
23				33,300	15	25,800	24
24				34,800	15	27,000	24
25				36,300	15	28,200	
26				37,800	15		
27				39,300	15		
28				40,800	18		
29				42,300	21		
30				43,800	21		
31				45,300	24		
32				46,800			

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務 号	の等級	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
		俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間	俸 給 月 額	昇給期間
1		20,300	12	8,000	12	6,300	12
2		21,300	12	8,600	12	6,800	12
3		22,300	12	9,200	12	7,400	12
4		23,300	12	9,800	12	8,000	12
5		24,300	12	10,600	12	8,600	12
6		25,300	12	11,400	12	9,200	12
7		26,400	12	12,300	12	9,800	12
8		27,600	12	13,300	12	10,600	12
9		28,800	12	14,300	12	11,400	12
10		30,000	12	15,300	12	12,300	12
11		31,200	12	16,300	12	13,300	12
12		32,400	12	17,300	12	14,300	12
13		33,600	12	18,300	12	15,300	12
14		34,800	12	19,300	12	16,300	15
15		36,000	12	20,300	12	17,300	15
16		37,200	15	21,300	12	18,300	18
17		38,700	15	22,300	12	19,300	18
18		40,200	15	23,300	12	20,300	21
19		41,700	18	24,300	12	21,300	21
20		43,200	21	25,300	12	22,300	24
21		44,700	21	26,400	15	23,300	
22		46,200	24	27,600	15		
23		47,700		28,800	15		
24				30,000	15		
25				31,200	15		
26				32,400	15		
27				33,600	15		
28				34,800	15		
29				36,000	18		
30				37,200	21		
31				38,700	21		
32				40,200	24		
33				41,700			

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			7 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		57,600	12		37,100	12		26,200	12		18,300	12		10,600	12		9,200	12		5,800	12
2		60,000	12		38,800	12		27,500	12		19,300	12		11,400	12		9,800	12		6,000	12
3		62,400	12		40,500	12		28,900	12		20,300	12		12,300	12		10,600	12		6,300	12
4		64,800	12		42,200	12		30,300	12		21,400	12		13,300	12		11,400	12		6,800	12
5		67,200	12		44,400	12		32,000	12		22,600	12		14,300	12		12,300	12		7,400	12
6		69,600	12		46,600	12		33,700	12		23,800	12		15,300	12		13,300	12		8,000	12
7		72,000	12		48,800	12		35,400	12		25,000	12		16,300	12		14,300	12		8,600	12
8			15		51,000	15		37,100	12		26,200	12		17,300	12		15,300	12		9,200	12
9			18		53,200	18		38,800	12		27,500	12		18,300	12		16,300	12		9,800	12
10			21		55,400	21		40,500	12		28,900	12		19,300	12		17,300	12		10,600	15
11			24		57,600	24		42,200	15		30,300	12		20,300	12		18,300	12		11,400	18
12					60,000			44,400	18		32,000	15		21,400	12		19,300	15		12,300	18
13								46,600	21		33,700	15		22,600	12		20,300	15		13,300	21
14								48,800	24		35,400	15		23,800	12		21,400	18		14,300	24
15								51,000			37,100	18		25,000	12		22,600	18		15,300	
16											38,800	18		26,200	12		23,800	18			
17											40,500	18		27,500	15		25,000	21			
18											42,200	24		28,900	15		26,200	21			
19											44,400	24		30,300	18		27,500	24			
20											46,600			32,000	18		28,900	24			
21														33,700	21		30,300				
22														35,400	24						
23														37,100	24						
24														38,800							

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一)

職務等級 号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間	俸月	給額	昇給期間
1		57,600	12		38,000	12		26,800	12		18,200	12		10,800	12
2		60,000	12		39,600	12		28,400	12		19,400	12		11,800	12
3		62,400	12		41,200	12		30,000	12		20,800	12		12,800	12
4		64,800	12		42,800	12		31,600	12		22,200	12		13,800	12
5		67,200	12		44,400	12		33,200	12		23,600	12		14,800	12
6		69,600	12		46,000	12		34,800	12		25,200	12		15,800	12
7		72,000	12		47,600	12		36,400	12		26,800	12		17,000	12
8			15		49,600	15		38,000	12		28,400	12		18,200	12
9			18		51,600	18		39,600	15		30,000	12		19,400	12
10			21		53,600	21		41,200	15		31,600	15		20,800	12
11			24		55,600	24		42,800	18		33,200	15		22,200	12
12					57,600			44,400	18		34,800	15		23,600	15
13					60,000			46,000	18		36,400	15		25,200	15
14								47,600	21		38,000	18		26,800	15
15								49,600	24		39,600	18		28,400	15
16								51,600			41,200	18		30,000	15
17											42,800	21		31,600	15
18											44,400	24		33,200	15
19											46,000			34,800	18
20														36,400	21
21														38,000	24
22														39,600	

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職の 等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級		5 等 級		6 等 級	
	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1	33,700	12	23,800	12	13,300	12	9,200	12	7,400	12	6,000	12
2	35,400	12	25,000	12	14,300	12	9,800	12	8,000	12	6,300	12
3	37,100	12	26,200	12	15,300	12	10,600	12	8,600	12	6,800	12
4	38,800	15	27,500	12	16,300	12	11,400	12	9,200	12	7,400	12
5	40,500	15	28,900	12	17,300	12	12,300	12	9,800	12	8,000	12
6	42,200	18	30,300	12	18,300	12	13,300	12	10,600	12	8,600	12
7	44,400	21	32,000	15	19,300	12	14,300	12	11,400	12	9,200	15
8	46,600	24	33,700	15	20,300	12	15,300	12	12,300	12	9,800	18
9	48,800	24	35,400	18	21,400	12	16,300	12	13,300	12	10,600	21
10	51,000		37,100	21	22,600	12	17,300	12	14,300	12	11,400	24
11			38,800	24	23,800	15	18,300	12	15,300	12	12,300	
12			40,500	24	25,000	15	19,300	15	16,300	15		
13			42,200		26,200	15	20,300	15	17,300	15		
14					27,500	18	21,400	18	18,300	18		
15					28,900	18	22,600	18	19,300	21		
16					30,300	21	23,800	21	20,300	21		
17					32,000	24	25,000	21	21,400	24		
18					33,700		26,200	24	22,600	24		
19							27,500	24	23,800			
20							28,900					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職の 等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間	俸給月額	昇給 期間
1	18,500	12	13,500	12	8,900	12	6,700	12
2	19,500	12	14,500	12	9,500	12	7,200	12
3	20,500	12	15,500	12	10,200	12	7,700	12
4	21,500	12	16,500	12	11,000	12	8,300	12
5	22,500	12	17,500	12	11,800	12	8,900	12
6	23,500	12	18,500	12	12,600	12	9,500	12
7	24,500	12	19,500	12	13,500	12	10,200	12
8	25,500	15	20,500	12	14,500	12	11,000	15
9	26,700	15	21,500	15	15,500	15	11,800	15
10	27,900	18	22,500	15	16,500	15	12,600	15
11	29,100	18	23,500	18	17,500	18	13,500	18
12	30,300	21	24,500	18	18,500	21	14,500	21
13	31,500	21	25,500	21	19,500	24	15,500	24
14	32,700	24	26,700	21	20,500	24	16,500	24
15	33,900	24	27,900	24	21,500		17,500	
16	35,100		29,100	24				
17			30,300					

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 技能労務職俸給表

イ 技能労務職俸給表(一)

職の 等級 号 俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間	俸 給 月 額	昇 期	給 間
1	16,300	9	月	11,500	9	月	5,900	9	月	5,100	6	月
2	16,900	9		12,100	9		6,200	9		5,200	6	
3	17,500	9		12,700	9		6,500	9		5,300	6	
4	18,100	9		13,300	9		6,800	9		5,400	6	
5	18,700	9		13,900	9		7,200	9		5,500	6	
6	19,300	9		14,500	9		7,700	9		5,600	6	
7	19,900	9		15,100	9		8,200	9		5,700	6	
8	20,500	9		15,700	9		8,700	9		5,800	6	
9	21,100	9		16,300	9		9,200	9		5,900	9	
10	21,700	9		16,900	9		9,700	9		6,200	9	
11	22,300	12		17,500	9		10,300	9		6,500	9	
12	22,900	12		18,100	9		10,900	9		6,800	9	
13	23,500	12		18,700	12		11,500	9		7,200	9	
14	24,100	12		19,300	12		12,100	9		7,700	9	
15	24,700	12		19,900	12		12,700	9		8,200	9	
16	25,300	12		20,500	12		13,300	9		8,700	9	
17	25,900	15		21,100	12		13,900	12		9,200	12	
18	26,500	15		21,700	12		14,500	12		9,700	12	
19	27,100	15		22,300	15		15,100	12		10,300	12	
20	27,700	15		22,900	15		15,700	12		10,900	12	
21	28,300	15		23,500	15		16,300	12		11,500	15	
22	28,900	15		24,100	15		16,900	12		12,100	15	
23	29,500	15		24,700	15		17,500	15		12,700	15	
24	30,100	18		25,300	18		18,100	15		13,300	15	
25	30,700	18		25,900	18		18,700	15		13,900	15	
26	31,300			26,500			19,300	15		14,500	15	
27							19,900	15		15,100	18	
28							20,500	15		15,700	18	
29							21,100	15		16,300		
30							21,700	18				
31							22,300	18				
32							22,900					

備考 この表は、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 技能労務職俸給表(二)

職の等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級		4 等 級	
	俸 給 月 額	昇 給 月 間	俸 給 月 額	昇 給 月 間	俸 給 月 額	昇 給 月 間	俸 給 月 額	昇 給 月 間
1	9,600	6	7,500	6	5,900	6	5,100	6
2	10,000	6	7,800	6	6,100	6	5,200	6
3	10,400	6	8,100	6	6,300	6	5,300	6
4	10,800	6	8,400	6	6,500	6	5,400	6
5	11,200	6	8,700	6	6,700	6	5,500	6
6	11,600	6	9,000	6	6,900	6	5,600	6
7	12,000	6	9,300	6	7,100	6	5,700	6
8	12,400	6	9,600	6	7,300	6	5,800	6
9	12,800	6	10,000	6	7,500	6	5,900	6
10	13,200	6	10,400	6	7,800	6	6,100	6
11	13,600	9	10,800	9	8,100	6	6,300	9
12	14,000	9	11,200	9	8,400	9	6,500	9
13	14,400	9	11,600	9	8,700	9	6,700	12
14	14,800	9	12,000	9	9,000	9	6,900	12
15	15,200	12	12,400	9	9,300	9	7,100	15
16	15,700	12	12,800	12	9,600	12	7,300	15
17	16,200	12	13,200	12	10,000	12	7,500	18
18	16,700	12	13,600	12	10,400	12	7,800	18
19	17,200	12	14,000	12	10,800	12	8,100	18
20	17,700	12	14,400	12	11,200	12	8,400	
21	18,200	12	14,800	12	11,600	12		
22	18,700	15	15,200	15	12,000	12		
23	19,200	15	15,700	15	12,400	12		
24	19,700	15	16,200	15	12,800	15		
25	20,200	15	16,700	15	13,200	15		
26	20,700	15	17,200	15	13,600	15		
27	21,200	15	17,700	15	14,000	15		
28	21,700	15	18,200	15	14,400	15		
29	22,200	18	18,700	18	14,800	15		
30	22,700	18	19,200	18	15,200	15		
31	23,200	18	19,700	18	15,700	15		
32	23,700		20,200		16,200	15		
33					16,700	15		
34					17,200	18		
35					17,700	18		
36					18,200	18		
37					18,700			

備考 この表は、庁舎の監視その他の庁務に従事する職員及び単純な労務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(切替及び切替に伴う措置)

2 この法律の施行の日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員の俸給月額(以下「切替俸給月額」という。)は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正前の法」という。)の適用により昭和三十三年三月三十一日においてその者が受けていた俸給月額(改正前の法第六条の規定による特別俸給表の適用を受けていた職員及び改正前の法第十条の規定により俸給の調整額を受けていた職員で人事院の定めるものについては、人事院の定める額。以下「旧俸給月額」という。)に対応する附則別表第一から附則別表第十一までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表(その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の法」という。))の別表第一から別表第八までに掲げる俸給表をいう。)に定めるその者の属する職務の等級の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給月額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

3 旧俸給月額が、切替表に期間の定のある旧俸給月額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給月額を受ける期間に満了される期間が切替表に定める期間に

達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給月額の欄におけるその者の旧俸給月額に相当する額の直近上位の額に対応する新俸給月額に達しない額であるときは、その新俸給月額)をその者の切替俸給月額とする。

4 前項の規定により切替俸給月額を決定された職員については、その者の切替俸給月額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む。)が昭和三十三年七月一日までにその者の旧俸給月額について切替表に定める期間に達することとなる者にあつては同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給月額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給月額を決定するものとする。

5 改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給月額を受けていた期間(その期間がその俸給月額について改正前の法第八条第四項各号に定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間)に三月(切替日の前日における俸給月額を受けていた期間が三月未満である職員で人事院の定めるものについては、六月)を加えた期間を切替俸給月額を受ける期間に通算する。

6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給月額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給月額を決定された者については、前項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給月額について切替表に定める期間を減じて通算する。

7 前二項の規定により切替俸給月額を受ける期間に通算される期間が職員の切替俸給月額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においては、その者の切替日後における最初の昇給について、改正後の法第八条第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。

8 旧俸給月額が五万七千円をこえる職員の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、人事院の定めるところによる。

9 昭和二十六年一月一日から切替日の前日までの間において改正前の法第八条第六項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、人事院の定めるところにより、その者の切替日(附則第四項の規定により俸給月額が決定される職員については、同項の規定により切替日とみなされる日)以降における昇給については、改正後の法第八条第六項又は第八項に規定する昇給期間を短縮することができる。

10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給月額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の当該号俸に達するまでの昇給については、人事院規則の定めるところによる。

11 切替日の前日から引き続き在職する職員の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十三年六月二十九日までにおいて新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者のその職員となつた日における職務の等級は、同年同月三十日まで決定することができる。この場合において、職員の職務の等級が決定されるまでの間においては、人事院の定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する職員については改正前の法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)附則別表の新俸給月額の欄に掲げる額の直近上位の額(人事院の定める職員については、人事院の定める額)を、切替日以降において新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者については人事院の定める額を、それぞれ俸給月額とみなして改正後の法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を改正後の法による給与の内払として支給する。

12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、改正前の法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給月額は、改正前の法及びこれに基く命令に従つて定められたものでなければならぬ。

13 改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。

14 附則第二項から前項までに定めらるるものほか、この法律の施行に伴い職員の俸給の切替に関し必要な事項は、人事院規則で定める。(高等部が設置されていない盲学校等に勤務する職員についての暫定措置)

15 盲学校又はろう学校のうち、高等部が設置されていない学校に勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭その他人事院規則で定める職員については、当分の間、教育職俸給表(二)を適用する。(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

16 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「何級の職務」を「何等級の職務」に、「第六条第二項第一号に規定する一般俸給表」を「第六条第一項第一号に規定する行政職俸給表(一)による当該等級の職務及び行政職俸給表(一)に改める。

第十二条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十六条第一項中「七級」を「五等級」に、「六級」を「六等級」に、「十四級」を「二等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第十七条第一項中「七級」を「五等級」に、「六級」を「六等級」に、「十四級」を「二等級」に改める。

第三十二条中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十一級」を「三等級」に改める。
第三十三条中「十五級以下十三級以上」を「一等級以下三等級以上」に、「十二級以下七級以上」を「四等級以下六等級以上」に、「六級」を「七等級」に、「十二級以下の」を「四等級以下の」に、「十一級」を「三等級」に改める。

第三十四条第一項中「十三級」を「三等級」に、「十二級」を「四等級」に、「十四級」を「一等級」に改める。

別表第一の車賃、日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「七級」を「六等級」に改め、同表中「十三級及び十四級の職務にある者」を

二等級の職務にある者	古	四〇〇円	二〇〇円	一、六〇〇円	四〇〇円
三等級の職務にある者	古	三八〇円	一、九〇〇円	一、六〇〇円	三八〇円

に改め、八級の職務

にある者の項を削る。
別表第一の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「七級」を「六等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	二、三〇〇円	一、四八〇円	一、八四〇円	二〇、四〇〇円	二九、二〇〇円	三六、五〇〇円
-----------------	--------	--------	--------	---------	---------	---------

二等級の職務にある者	二、三〇〇円	一、五八〇円	一九五〇円	二七六〇円	三〇、九〇〇円
三等級の職務にある者	二、三〇〇円	一、四八〇円	一、八四〇円	二〇、四〇〇円	二九、二〇〇円

に改め、八級の職務にある者の項を削る。

別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「九級及び十級」を「五等級」に、「七級」を「六等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	一、七〇〇円	一、四〇〇円	一、五八〇円	二〇、四〇〇円	二九、二〇〇円
-----------------	--------	--------	--------	---------	---------

二等級の職務にある者	一、九六〇円	一、五七〇円	五、八〇〇円	四、七〇〇円	二、六〇〇円
三等級の職務にある者	一、七六〇円	一、四〇〇円	五、七〇〇円	四、二〇〇円	二、四〇〇円

改め、八級の職務にある者の項を削る。

別表第二の移転料の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に、「十級」を「五等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	二〇、四〇〇円	二九、二〇〇円	三六、五〇〇円
二等級の職務にある者	二〇、四〇〇円	二九、二〇〇円	三六、五〇〇円
三等級の職務にある者	二〇、四〇〇円	二九、二〇〇円	三六、五〇〇円

二等級の職務にある者	二〇、四〇〇円	二九、二〇〇円	三六、五〇〇円
三等級の職務にある者	二〇、四〇〇円	二九、二〇〇円	三六、五〇〇円

に改める。

別表第二の支度料及び死亡手当の表区分の欄中「十五級」を「一等級」に、「十一級及び十二級」を「四等級」に改め、同表中

十三級及び十四級の職務にある者	七〇、四〇〇円	八〇、四〇〇円	九〇、四〇〇円	一〇〇、四〇〇円	一〇、四〇〇円
-----------------	---------	---------	---------	----------	---------

二等級の職務にある者	七〇、四〇〇円	八〇、四〇〇円	九〇、四〇〇円	一〇〇、四〇〇円	一〇、四〇〇円
三等級の職務にある者	七〇、四〇〇円	八〇、四〇〇円	九〇、四〇〇円	一〇〇、四〇〇円	一〇、四〇〇円

九級及び十級の職務にある者	九四、九〇〇円	二二、六五〇円	一、二〇〇円	六、五五〇円	五、九五〇円	一、四三〇〇円
八級の職務にある者	八五、〇五〇円	一〇〇、一〇〇円	一、〇〇〇円	六、〇〇〇円	五、〇〇〇円	一、四〇〇円

九級及び十級の職務にある者	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円
八級の職務にある者	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、〇〇〇円

に、

九級及び十級の職務にある者	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円
八級の職務にある者	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円	一、四〇〇円

昭和三十三年四月十六日 衆議院會議録第三十三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

五九六

五等級の職務にある者 六等級以下の職務にある者	に改める。				
	五三〇〇〇円	六二〇〇〇円	六六〇〇〇円	七四〇〇〇円	八〇〇〇〇円

五三〇〇〇円	六二〇〇〇円	六六〇〇〇円	七四〇〇〇円	八〇〇〇〇円
に改める。				

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

17 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(国家公務員の職階制に関する法律の一部改正)

18 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「級」を「職務の等級」に改める。

(裁判所職員臨時措置法の一部改正)

19 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
第三号中、第十条第三項を削る。

(恩給法の一部改正)

20 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第五十九条ノ三第一号を次のように改める。

一 削除

一七・〇割ニ五二・四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
一九・〇割
一九・〇割ニ三〇・三六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
二〇・〇割
二〇・五割
二〇・五割ニ一三・九二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
二二・五割

別表第四号表中

を

二四・〇割
二四・五割
二四・五割ニ一〇・四四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合
二六・五割

一七・〇割ニ五二・四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ四四・五二〇〇円ヲ超エ四四・五六〇〇円以下ノモノニ在リテハ四四・五九六〇〇円ヲ、四六〇〇円ヲ超エ四七・一六〇〇円以下ノモノニ在リテハ四七・五二〇〇円ヲ、四九四〇〇円ヲ超エ五〇・七六〇〇円以下ノモノニ在リテハ五〇・一一二〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一九・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ二九・二八〇〇円ヲ超エ三〇・〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三〇・〇二四〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
一九・〇割ニ三〇・三六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ二八・四四〇〇円ヲ超エ二九・六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二九・八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二〇・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三・九二〇〇円ヲ超エ一四・一六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四・四〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二〇・五割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三・四四〇〇円ヲ超エ一三・六八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三・八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二〇・五割ニ一三・九二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ一一・一五二〇〇円ヲ超エ一一・四〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一・二〇〇〇円ヲ、一二・四〇〇〇円ヲ超エ一二・六四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一二・八〇〇〇円ヲ、一二・九六〇〇円ヲ超エ一三・二〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三・四四〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二二・五割
二四・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇・四四〇〇円ヲ超エ一〇・五六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一〇・八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル
二四・五割

に

改める。

二四・五割二一・四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・五割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九〇〇〇円ヲ超エ九、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ九、二〇〇円ヲ、九三、六〇〇円ヲ超エ九、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九、四〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ超エ九、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ九、八〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

二六・五割但シ退職当時ノ俸給年額ガ八、四〇〇円ヲ超エ八、七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八、八、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

別表第五号表中

一八・八割二五・二、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一六、八〇〇円毎二〇・四〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合	一四・三割	一五・〇割	一五・四割	一五・四割二一・三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合	一七・六割	一八・〇割	一八・四割	一八・四割二一・四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合	一九・九割
--	-------	-------	-------	--	-------	-------	-------	---	-------

を

一四・三割但シ退職当時ノ俸給年額ガ二九、二、八〇〇円ヲ超エ三〇、〇〇〇円以下ノモノニ在リテハ三〇、〇〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一四・三割二一・三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ二八、四〇〇円ヲ超エ二九、一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二九、一、六〇〇円ヲ、二八、四〇〇円ヲ超エ二八、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ二八、四〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三、九、二〇〇円ヲ超エ一四、一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四、一、六〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・四割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三、四、四〇〇円ヲ超エ一三、六、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ一三、六、八〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・四割二一・三九、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、一一、一、六〇〇円ヲ超エ一一、一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一、一、六〇〇円ヲ、一一、一、六〇〇円ヲ超エ一一、一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一、一、六〇〇円ヲ、一一、一、六〇〇円ヲ超エ一一、一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一、一、六〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一七・六割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇、八、〇〇〇円ヲ超エ一一、〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一、〇、四〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇、四、四〇〇円ヲ超エ一一、〇、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一、〇、六〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・四割

一八・四割二一・四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ、九、〇〇〇円ヲ超エ九、一、二〇〇円以下ノモノニ在リテハ九、一、二〇〇円ヲ、九三、六〇〇円ヲ超エ九、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九、四〇〇円ヲ、九七、二〇〇円ヲ超エ九、八〇〇円以下ノモノニ在リテハ九、八〇〇円ヲ夫々退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一九・九割但シ退職当時ノ俸給年額ガ八、四〇〇円ヲ超エ八、七、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ八、八、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

改める。

(恩給法の一部改正に伴う経過規定)

21 この法律の施行前に給与事由の生じた扶助料については、改正後の恩給法別表第四号表及び第五号表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表第一 行政職俸給表(一)、行政職俸給表(二)、税務職俸給表、公安職俸給表(一)、公安職俸給表(二)、研究職俸給表及び医療職俸給表(二)の適用を受ける職員(附則別表第二及び附則別表第三の適用を受けるものを除く。)の切替表

旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間
円 5,400	円 5,600	月	円 9,300	円 9,800	月	円 18,400	円 20,300	月	円 35,300	円 37,100	月
5,500	5,800	6	9,600	10,600	6	19,100	20,300	3	36,700	38,800	2
5,600	5,800		10,000	10,600		19,800	21,400	9	38,100	40,500	6
5,700	6,000	6	10,400	11,400	6	20,500	21,400		39,600	42,200	6
5,800	6,000		10,800	11,400		21,200	22,600	6	41,100	44,400	9
5,900	6,300	6	11,200	12,300	6	22,000	23,800	9	42,700	44,400	
6,050	6,300		11,600	12,300		22,800	23,800		44,300	46,600	3
6,200	6,800	6	12,100	13,300	6	23,600	25,000	3	45,900	48,800	6
6,400	6,800		12,600	13,300		24,400	26,200	6	47,500	51,000	9
6,600	7,400	6	13,100	14,300	6	25,300	27,500	9	49,100	51,000	
6,900	7,400		13,600	14,300		26,200	27,500		50,700	53,200	3
7,200	8,000	6	14,100	15,300	6	27,300	28,900	3	52,300	55,400	
7,500	8,000		14,600	15,300		28,400	30,300	6	53,900	55,400	
7,800	8,600	6	15,100	16,300	6	29,500	32,000	9	55,500	57,600	
8,100	8,600		15,600	17,300	9	30,600	32,000		57,300	60,000	
8,400	9,200	6	16,300	17,300		31,700	33,700	3	59,100	62,400	
8,700	9,200		17,000	18,300	3	32,800	35,400	6	60,900	62,400	
9,000	9,800	6	17,700	19,300	6	33,900	37,100	9			

附則別表第三 公安職俸給表(一)の適用を受ける職員
で旧俸給月額が7,500円以下のものの切
替表

旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間
円 6,400	円 7,100	月
6,600	7,600	6
6,900	7,600	
7,200	8,100	6
7,500	8,100	

附則別表第二 税務職俸給表の適用を受ける職員で旧
俸給月額が9,300円以下のものの切替表

旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間
円 6,200	円 6,400	月
6,400	7,000	6
6,600	7,000	
6,900	7,600	6
7,200	7,600	
7,500	8,200	6
7,800	8,200	
8,100	8,800	6
8,400	8,800	
8,700	9,400	6
9,000	9,400	
9,300	10,000	6
9,600		

附則別表第四 海事職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
円 6,900	円 7,400	月	円 11,600	円 12,800	月	円 19,800	円 21,600	月	円 32,800	円 34,200	月
7,200	8,000	6	12,100	12,800		20,500	21,600	3	33,900	35,800	
7,500	8,000		12,600	13,800	6	21,200	22,800	9	35,300	37,400	3
7,800	8,600	6	13,100	13,800		22,000	22,800		36,700	39,000	6
8,100	8,600		13,600	14,800	6	22,800	24,200	6	38,100	40,600	6
8,400	9,200	6	14,100	14,800		23,600	25,600	9	39,600	42,200	6
8,700	9,200		14,600	15,800	6	24,400	25,600		41,100	43,800	6
9,000	10,000	6	15,100	15,800		25,300	27,000	3	42,700	45,400	6
9,300	10,000	3	15,600	16,800	3	26,200	28,400	6	44,300	47,000	6
9,600	10,800	9	16,300	18,000	9	27,300	29,800	9	45,900	48,600	6
10,000	10,800	3	17,000	18,000		28,400	29,800		47,500	50,200	6
10,400	11,800	9	17,700	19,200	6	29,500	31,200	3	49,100	51,800	6
10,800	11,800	6	18,400	20,400	9	30,600	32,600	6	50,700	53,400	6
11,200	11,800		19,100	20,400	3	31,700	34,200	9	52,300		

附則別表第五 海事職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
円 5,400	円 5,600	月	円 8,100	円 8,800	月	円 13,600	円 14,800	月	円 22,800	円 23,800	月
5,500	5,800	6	8,400	8,800		14,100	14,800		23,600	24,800	
5,600	5,800		8,700	9,400	6	14,600	15,800	6	24,400	25,800	3
5,700	6,100	6	9,000	9,400		15,100	15,800		25,300	26,800	3
5,800	6,100	3	9,300	10,200	6	15,600	16,800	3	26,200	27,800	3
5,900	6,100		9,600	10,200		16,300	17,800	6	27,300	28,800	3
6,050	6,500	6	10,000	11,000	6	17,000	18,800	9	28,400	29,800	
6,200	6,500		10,400	11,000		17,700	18,800		29,500	30,800	
6,400	7,000	6	10,800	11,800	6	18,400	19,800	3	30,600	31,800	
6,600	7,000		11,200	11,800		19,100	20,800	9	31,700	33,800	6
6,900	7,600	6	11,600	12,800	6	19,800	20,800	3	32,800	34,800	3
7,200	7,600		12,100	12,800		20,500	21,800	6			
7,500	8,200	6	12,600	13,800	6	21,200	22,800	9			
7,800	8,200		13,100	13,800		22,000	23,800	9			

附則別表第六 教育職俸給表(一)及び医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
円 6,900	円 7,400	月	円 12,600	円 13,800	月 6	円 22,800	円 23,600	月	円 41,100	円 42,800	月
7,200	8,000	6	13,100	13,800		23,600	25,200	6	42,700	44,400	
7,500	8,000		13,600	14,800	6	24,400	26,800	9	44,300	46,000	
7,800	8,600	6	14,100	14,800		25,300	26,800	3	45,900	47,600	
8,100	8,600		14,600	15,800	6	26,200	28,400	6	47,500	49,600	3
8,400	9,200	6	15,100	15,800		27,300	30,000	9	49,100	51,600	6
8,700	9,200		15,600	17,000	6	28,400	30,000	3	50,700	53,600	6
9,000	9,800	6	16,300	17,000		29,500	31,600	6	52,300	55,600	
9,300	9,800		17,000	18,200	3	30,600	33,200	9	53,900	55,600	
9,600	10,800	9	17,700	19,400	9	31,700	33,200		55,500	57,600	
10,000	10,800	3	18,400	19,400	3	32,800	34,800	3	57,300	60,000	
10,400	11,800	9	19,100	20,800	9	33,900	36,400	6	59,100	62,400	
10,800	11,800	6	19,800	20,800	3	35,300	38,000	9	60,900	62,400	
11,200	11,800		20,500	22,200	9	36,700	39,600	9			
11,600	12,800	6	21,200	22,200		38,100	39,600				
12,100	12,800		22,000	23,600	6	39,600	41,200				

附則別表第七 教育職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
円 6,050	円 6,300	月	円 10,400	円 11,800	月 9	円 18,400	円 19,800	月 3	円 31,700	円 33,300	月
6,200	6,800	6	10,800	11,800	6	19,100	20,800	9	32,800	34,800	3
6,400	6,800		11,200	11,800		19,800	20,800	3	33,900	36,300	6
6,600	7,400	6	11,600	12,800	6	20,500	21,800	6	35,300	37,800	6
6,900	7,400		12,100	12,600		21,200	22,800	9	36,700	39,300	9
7,200	8,000	6	12,600	13,800	6	22,000	23,800	9	38,100	40,800	9
7,500	8,000		13,100	13,800		22,800	23,800		39,600	42,300	6
7,800	8,600	6	13,600	14,800	6	23,600	24,800		41,100	43,800	6
8,100	8,600		14,100	14,800		24,400	25,800	3	42,700	45,300	6
8,400	9,200	6	14,600	15,800	6	25,300	27,000	3	44,300	46,800	3
8,700	9,200		15,100	15,800		26,200	28,200	6	45,900	48,300	3
9,000	9,800	6	15,600	16,800	3	27,300	29,400	6	47,500	49,800	3
9,300	9,800		16,300	17,800	6	28,400	30,600	9	49,100	51,300	3
9,600	10,800	9	17,000	18,800	9	29,500	31,800	9	50,700	52,800	3
10,000	10,800	3	17,700	18,800		30,600	31,800				

附則別表第八 教育職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間	旧 俸 給 額	新 俸 給 額	期 間
円 6,050	円 6,300	月	円 10,000	円 10,600	月	円 17,000	円 18,300	月	円 28,400	円 30,000	月
6,200	6,800	6	10,400	11,400	6	17,700	19,300	6	29,500	31,200	3
6,400	6,800		10,800	11,400		18,400	20,300	9	30,600	32,400	3
6,600	7,400	6	11,200	12,300	6	19,100	20,300	3	31,700	33,600	3
6,900	7,400		11,600	12,300		19,800	21,300	9	32,800	34,800	3
7,200	8,000	6	12,100	13,300	6	20,500	21,300		33,900	36,000	3
7,500	8,000		12,600	13,300		21,200	22,300		35,300	37,200	3
7,800	8,600	6	13,100	14,300	6	22,000	23,300	3	36,700	38,700	3
8,100	8,600		13,600	14,300		22,800	24,300	6	38,100	40,200	3
8,400	9,200	6	14,100	15,300	6	23,600	25,300	9	39,600	41,700	3
8,700	9,200		14,600	15,300		24,400	26,400	9	41,100	43,200	3
9,000	9,800	6	15,100	16,300	6	25,300	26,400		42,700	44,700	3
9,300	9,800		15,600	17,300	9	26,200	27,600		44,300	46,200	
9,600	10,600	6	16,300	17,300		27,300	28,800	3	45,900	47,700	

附則別表第九 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間	旧 俸 給 月 額	新 俸 給 月 額	期 間
円 6,600	円 7,200	月	円 11,600	円 12,600	月	円 20,500	円 21,500	月
6,900	7,700	6	12,100	13,500	9	21,200	22,500	3
7,200	7,700		12,600	13,500	3	22,000	23,500	6
7,500	8,300	6	13,100	14,500	9	22,800	24,500	9
7,800	8,300		13,600	14,500	3	23,600	24,500	
8,100	8,900	6	14,100	15,500	9	24,400	25,500	
8,400	8,900		14,600	15,500	3	25,300	26,700	3
8,700	9,500	6	15,100	16,500	9	26,200	27,900	3
9,000	9,500		15,600	16,500		27,300	29,100	6
9,300	10,200	6	16,300	17,500	3	28,400	30,300	6
9,600	10,200		17,000	18,500	6	29,500	31,500	6
10,000	11,000	6	17,700	19,500	9	30,600	32,700	6
10,400	11,000		18,400	19,500		31,700	33,900	6
10,800	11,800	6	19,100	20,500	6	32,800	35,100	6
11,200	11,800		19,800	21,500	9	33,900		

附則別表第十 技能労務職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間	旧月俸給額	新月俸給額	期間
4,900	5,100	月6	6,900	7,200	月	12,100	12,700	月	21,200	22,300	月
5,000	5,100		7,200	7,700	3	12,600	13,300		22,000	22,900	
5,100	5,200		7,500	8,200	6	13,100	13,900	3	22,800	24,100	6
5,200	5,300		7,800	8,200		13,600	14,500	3	23,600	24,700	
5,300	5,400		8,100	8,700	3	14,100	15,100	6	24,400	25,900	3
5,400	5,500		8,400	9,200	6	14,600	15,700	6	25,300	26,500	
5,500	5,600		8,700	9,200		15,100	15,700		26,200	27,700	3
5,600	5,700		9,000	9,700	3	15,600	16,300		27,300	28,900	3
5,700	5,800		9,300	9,700		16,300	17,500	3	28,400	30,100	3
5,800	5,900		9,600	10,300	3	17,000	18,100		29,500	30,700	
5,900	6,200	3	10,000	10,800	6	17,000	18,700				
6,050	6,500	6	10,400	10,900		18,400	19,300				
6,200	6,500		10,800	11,500	3	19,100	19,900				
6,400	6,800	3	11,200	12,100	6	19,800	20,500				
6,600	7,200	6	11,600	12,700	6	20,500	21,700	6			

附則別表第十一 技能労務職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間	旧俸給月額	新俸給月額	期間
4,900	5,100	月6	7,200	7,500	月	13,100	14,000	月3
5,000	5,100		7,500	7,800		13,600	14,400	
5,100	5,200		7,800	8,100		14,100	15,200	6
5,200	5,300		8,100	8,400		14,600	15,700	6
5,300	5,400		8,400	8,700		15,100	16,200	6
5,400	5,500		8,700	9,000		15,600	16,700	3
5,500	5,600		9,000	9,300		16,300	17,200	
5,600	5,700		9,300	9,600		17,000	18,200	3
5,700	5,800		9,600	10,000		17,700	18,700	
5,800	5,900		10,000	10,400		18,400	19,200	
5,900	6,100		10,400	10,800		19,100	20,200	3
6,050	6,300		10,800	11,200		19,800	20,700	
6,200	6,500		11,200	11,600		20,500	21,700	6
6,400	6,700		11,600	12,400	3	21,200	22,200	
6,600	6,900		12,100	12,800		22,000	23,200	3
6,900	7,300		12,600	13,600	6	22,800	23,700	

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条の改正に関する部分を次のように改める。

第二条第四号中「職務の級」を「職務の等級に、同一級内を同一等級内」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 削除

第五条の改正に関する部分を次のように改める。

第五号第一項前段を削り、同条同項中「勤務地手当」を削る。

第六条の改正規定中第一項第八号を削る。

第八条の改正に関する部分中「技能労働職俸給表」を「行政職俸給表(二)」に改める。

第十二条の改正に関する部分を次のように改める。

第十二条を次のように改める。

第十二条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十九条中「俸給の月額」とこれに対する勤務地手当の合計額を「俸給の月額」と改める。

第十九条の四第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「扶養手当」に改める。

第十九条の五第二項中「俸給の月額」とこれに対する勤務地手当の合計額を「俸給の月額」と改める。

第十九条の六中「勤務地手当」を削る。

第二十三条第二項から第五項まで中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。

別表の改正に関する部分中「別表第七を別表第九とし、」を「別表第七を削り、」に改める。

行政職俸給表(二)

号	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
俸 月	俸 月	俸 月	俸 月	俸 月	俸 月
1	16,300	11,500	9,200	6,200	5,300
2	16,900	12,100	9,700	6,500	5,400
3	17,500	12,700	10,300	6,800	5,500
4	18,100	13,300	10,900	7,100	5,600
5	18,700	13,900	11,500	7,400	5,700
6	19,300	14,500	12,100	7,800	5,800
7	19,900	15,100	12,700	8,200	5,900
8	20,500	15,700	13,300	8,700	6,000
9	21,100	16,300	13,900	9,200	6,200
10	21,700	16,900	14,500	9,700	6,500
11	22,300	17,500	15,100	10,300	6,800
12	22,900	18,100	15,700	10,900	7,100
13	23,500	18,700	16,300	11,500	7,400
14	24,100	19,300	16,900	12,100	7,800
15	24,700	19,900	17,500	12,700	8,200
16	25,300	20,500	18,100	13,300	8,700
17	25,900	21,100	18,700	13,900	9,200
18	26,500	21,700	19,300	14,500	9,700
19	27,100	22,300	19,900	15,100	10,300
20	27,700	22,900	20,500	15,700	10,900
21	28,300	23,500	21,100	16,300	11,500
22	28,900	24,100	21,700	16,900	12,100
23	29,500	24,700	22,300	17,500	12,700
24	30,100	25,300	22,900	18,100	13,300
25	30,700	25,900	23,500	18,700	13,900
26	31,300	26,500	24,100	19,300	14,500
27				19,900	15,100
28				20,500	15,700
29					16,300
30					16,900
31					17,500
32					18,100
33					18,700

別表第一の行政職俸給表(二)を次のように改める。

5 等 級	6 等 級	7 等 級
俸 月	俸 月	俸 月
13,300	9,200	5,800
14,300	9,800	6,000
15,300	10,600	6,300
16,300	11,400	6,800
17,300	12,300	7,400
18,300	13,300	8,000
19,300	14,300	8,600
20,300	15,300	9,200
21,400	16,300	9,800
22,600	17,300	10,600
23,800	18,300	11,400
25,000	19,300	12,300
26,200	20,300	13,300
27,500	21,400	14,300
28,900	22,600	15,300
30,300		

を

5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
俸 月	俸 月	俸 月	俸 月
15,300	11,400	9,200	6,100
16,300	12,300	9,800	6,300
17,300	13,300	10,600	6,600
18,300	14,300	11,400	7,000
19,300	15,300	12,300	7,400
20,300	16,300	13,300	8,000
21,400	17,300	14,300	8,600
22,600	18,300	15,300	9,200
23,800	19,300	16,300	9,800
25,000	20,300	17,300	10,600
26,200	21,400	18,300	11,400
27,500	22,600	19,300	12,300
28,900	23,800	20,300	13,300
30,300	25,000	21,400	14,300
	26,200	22,600	15,300

に改める。

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

六〇四

五

一四・四割三三・三、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ二八三、二〇〇円ヲ超エ二八五、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ二八九、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・〇割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一三九、二〇〇円ヲ超エ一四一、六〇〇円以下ノモノニ在リテハ一四五、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一七・六割但シ退職当時ノ俸給年額ガ一〇八、〇〇〇円ヲ超エ一一〇、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一一、六〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一五・四割三三・三、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額四、八〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ一一四、〇〇〇円ヲ超エ一一六、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ一一七、六〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一七・六割

一八・四割二二・四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ九三、六〇〇円ヲ超エ九五、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九七、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

一八・四割二二・四、四〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、六〇〇円毎二〇・四割ヲ加ヘタル割合但シ退職当時ノ俸給年額ガ九三、六〇〇円ヲ超エ九五、四〇〇円以下ノモノニ在リテハ九七、二〇〇円ヲ退職当時ノ俸給年額ト看做シテ此ノ割合ニ依ル

改め、附則第二十項を附則第三十二項とする。

附則第十九項を附則第三十一項とし、附則第十八項を附則第三十項とし、附則第十七項を附則第二十九項とする。

附則第十六項のうち、第十六条第一項及び第十七条第一項の改正規定中「五等級」を「六等級」に、「六等級」を「七等級」に改め、第三十三条の改正に關する部分中「四等級以下六等級以上」を「四等級以下七等級以上」に、「六級」を「七等級」に、「を」「六級以下」を「八等級」に改め、別表

昭和三十三年四月十六日 衆議院會議録第三十三号 一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案外二案

第一の事實、日当、宿泊料及び食卓料の表の改正に關する部分中「九級及び十級」を「五等級」に、「の下に」「八級」を「六等級」に、「を」を加え、「六等級」を「七等級」に、「に」改め、八級の職務にある者の項を削る。』を「に」改め、同表の備考中「一般職の職員の給与に關する法律第十二条の規定により最高の割合による勤務地手当を支給される地域」を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域並びにその他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるもの」に改める。』に改め、別表第一の移転料の表及び別表第二の日当、宿泊料及び食卓料の表の改正に關する部分中「九級及び十級」を「五等級」に、「の下に」「八級」を「六等級」に、「を」を加え、「六等級」を「七等級」に、「に」改め、八級の職務にある者の項を削る。』を「に」改める。』に改め、別表第二の支度料及び死亡手当の表の改正に關する部分中「十一級及び十二級」を「四等級」に、「の下に」「九級及び十級」を「五等級」に、「八級」を「六等級」に、「七級」を「七等級」に「を」加

九級及び十級の職務にある者	五三、九〇〇円	六五、四五〇円	七七、〇〇〇円
八級の職務にある者			
七級以下の職務にある者			

一二〇、〇〇〇円	四三、一二〇円	五一、三六〇円	六一、六〇〇円	九六、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	六四、〇〇〇円
九〇、〇〇〇円						
八〇、〇〇〇円						

二〇〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	五三、九〇〇円
一六〇、〇〇〇円		
一四〇、〇〇〇円		

六五、四五〇円	七七、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	四三、一二〇円	五一、三六〇円
八〇、〇〇〇円				
六四、〇〇〇円				

六四、〇〇〇円	九六、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円
六四、〇〇〇円			
六二、〇〇〇円			

六項を附則第二十八項とする。

附則第十五項の次に次の十二項を加える。

(暫定手当)

16 改正前の法の規定による勤務地手当の支給地域(以下「支給地域」という。)とされていなかった地域に在勤する職員には、当該支給地域の区分に応じ、当分の間、月額の暫定手当を、人事院規則の定めるところにより支給する。支給地域とされていなかった地域に在勤する職員にも、昭和三十三年十月一日以降、また同様暫定手当を支給する。

17 前項前段の規定により支給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級のそれぞれ号俸(以下「号俸」という。)の俸給月額(当該号俸による俸給月額の支給を受ける者については、当該号俸による俸給月額の支給を受けるに至るまでの間は、その者が現に受ける俸給月額)に千六十二分の千を乗じて得た額と昭和三十一年度予算における国家公務員(国の経営する企業に勤務する職員)の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百一十一号)第二条第二項にいう職員を除く。)一人当りの扶養手当の平均月額との合計額に、支給地域の区分が、四級地である場合にあつては百分の二十、三級地である場合にあつては百分の十五、二級地である場合にあつては百分の十、一級地である場合にあつては百分の五を乗じて得た額を基準として、号俸(号俸によらない俸給月額の場合には、俸給月額)ごとに支給地域の区分に応じて、人事院規則で定める。

18 改正後の法第六条の二の規定の適用を受ける職員のうち人事院規則の定める者につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定

手当の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定める額とする。

19 改正後の法第十条の規定による俸給の調整額(以下本項において「調整額」という。)を受ける職員につき附則第十六項前段の規定により支給される暫定手当の額は、その者が受ける調整額の月額に千六十二分の千を乗じて得た額に附則第十七項の規定による支給地域の区分に応ずる割合を乗じて得た額を、同項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20 附則第十六項後段の規定により支給される暫定手当の額は、支給地域の区分が一級地である地域に在勤する職員に対し支給される附則第十七項又は前項の規定による暫定手当の額に、昭和三十三年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間においては五分の二、同年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間においては五分の三、同年四月一日以降においては五分の五を乗じて得た額とする。

21 昭和三十三年三月三十一日(同年四月一日以降この法律の施行の日の前日までに、新たに俸給表の適用を受けることとなつた職員、支給地域の区分を異にして異動した職員及び支給地域とされていなかった地域から支給地域に異動した職員(以下本項において「新職員等」という。))については、この法律の施行の日の前日における改正前の法の規定による職員の勤務地手当の月額が同年四月一日(新職員等については、この法律の施行の日の前日)における附則第十七項から附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の月額を

こえるときは、その者の暫定手当の額は、附則のこれらの規定による暫定手当の月額が同年三月三十一日(新職員等については、この法律の施行の日の前日)における改正前の法の規定による勤務地手当の月額(支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額)に達するまで、その差額を附則のこれらの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

22 改正前の法第十二条第四項の規定により特例を設けられた官署(以下本項において「特定官署」という。)に勤務する職員に支給される暫定手当に係る支給地域の区分については、同条同項の規定により特例を設けられた支給地域の区分によるものとする。ただし、特定官署の所在地の異動その他人事院規則で定める事由に該当する場合にあつては、従前の例によりその特例を設けることができる。

23 暫定手当は、昭和三十三年四月一日以降において、これを整理し、その一定の額を職員の俸給に繰り入れる措置をするようにするものとする。

(差額の支給)

24 この法律の施行の日の前日における改正前の法の規定による職員の俸給(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)附則第六項の規定による手当を含む。)、勤務地手当、俸給の特例調整額及び隔遠地手当の月額の合計額(以下本項において「旧給与月額」という。))が同日における改正後の法の規定によるその者の俸

給、暫定手当、俸給の特例調整額及び隔遠地手当の月額の合計額(以下本項において「新給与月額」という。))をこえるときは、新給与月額が同日における旧給与月額(俸給表の適用を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額)に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。改正後の法第十九条の六の規定は、その差額の支給方法について準用する。

(給与の内払)

25 この法律の施行前に改正前の法の規定に基づいてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十三年四月三十日までの期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(暫定手当を基礎とする給与)

26 職員に暫定手当が支給される間、改正後の法第五十一条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の法第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の四第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と、改正後の法第十九条の五第二項中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、改正後の法第十九条の五第二項及び第二十三条第二項から第五項まで中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替へて、これらの規定を適用する。

27 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正

律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

6 削除

附則別表に関する部分の前に次の八項を加える。

(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

34 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)に基く勤務地手当(以下「勤務地手当」という。))を支給する地域」を「政令で定める地域」に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

第四条第三項、第五条第二項及び第四項、第六条第三項、第九条第二項、第十条第二項並びに第十三条第二項中「勤務地手当を支給する地域」を「政令で定める地域」に、「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

第十三条第三項中「勤務地手当支給率」を「政令で定める割合」に改める。

(国家公務員災害補償法の一部改正)

35 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「勤務地手当」を削る。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の一部改正)

36 国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項中、扶養手当及び勤務地手当を「及び扶養手当」に改める。

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)

37 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十四項中、扶養手当及び勤務地手当を「及び扶養手当」に改める。

(国家公務員災害補償法等における就替)

38 職員に暫定手当が支給される間、改正後の国家公務員災害補償法第四條第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と、改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法第四條第三項及び行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)附則第十四項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(地方自治法の一部改正)

39 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二百四條第二項中「勤務地手当」を削る。

附則第六條の次に次の三條を加える。

第六條の二 地方公共団体は、第二百四條第二項に規定する手当を支給することができる外、当分の間、条例で、同条第一項の職員に対し、勤務地手当にかえて暫定手当を支給することができる。

第二百四條第三項及び第二百六條の規定は、前項に規定する

暫定手当について適用する。

第六條の三 次に掲げる法律の規定中「勤務地手当」を削る。

一 公立高等学校定時制課程職員賃金国庫補助法(昭和二十三年法律第五十四号)第一条

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和三十一年法律第五十二号)第一条

三 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)第四条第一項

第六條の四 当分の間、改正後の公立高等学校定時制課程職員賃金国庫補助法第一条、市町村立学校職員給与負担法第一条及び公立養護学校整備特別措置法第四条第一項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当、暫定手当」と読み替へるものとする。

(国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律の廃止)

40 国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十六号)は、廃止する。

次に掲げる法律をそれぞれ次の各号のように改正する。

一 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十四号)附則第九項を次のように改める。

9 削除

二 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十三号)附則第五項を削る。

三 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十二号)附則第三項を次のように改める。

3 削除

四 保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第三百二十五号)附則第十二項を次のように改める。

12 削除

五 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)附則第十一項を次のように改める。

11 削除

六 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特別法律第七條第一項第五号を削る。

附則別表第一中「支那郵政」を削り、同表中「支那郵政」及び「支那電信」を「支那郵便」及び「支那電信」に改め、附則別表第一の表新俸給月額額の項中

5,900 5,800 5,800 6,000 6,300 6,300 6,800 6,800

を「5,800 5,800 6,000 6,300 6,300 6,800 6,800」に改める。

附則別表第十及び附則別表第十一を削り、附則別表第九の表新俸給月額額の項中

7,200 7,700 7,700 7,800 7,800

を「7,200 7,700 7,800 7,800」に改め、附則別表第九を附則別表第十とし、附則別表第八の表新俸給月額額の項中

6,300 6,800 6,800 7,000 7,000

を「6,300 6,800 6,800 7,000 7,000」に改め、附則別表第八を附則別表第九とし、附則別表第七の表新俸給月額額の項中

6,300 6,800 6,800 7,000 7,000

俸給月額額の項中

6,500 7,000 7,000

を「5,900 6,100 6,100 6,400 6,400 6,800 6,800 7,200」に改め、附則別表第五を附則別表第六とし、附則別表第四を附則別表第五とし、附則別表第三の表新俸給月額額の項中

7,100 7,600 7,600

を「7,600 7,600」に改め、附則別表第二を附則別表第三とし、附則別表第一の次に次の表を加える。

7,600 7,200 7,200 7,700 7,700

を「6,700 7,200 7,200 7,700」に改め、附則別表第二を附則別表第三とし、附則別表第一の次に次の表を加える。

7,300 7,700 7,700

に改め、附則別表第三を附則別表第四とし、附則別表第二の表新俸給月額額の項中

6,400 7,000 7,000 7,600

を「6,400 7,000 7,000 7,600」に改め、附則別表第二を附則別表第三とし、附則別表第一の次に次の表を加える。

7,300 7,700 7,700

に改め、附則別表第三を附則別表第四とし、附則別表第二の表新俸給月額額の項中

6,400 7,000 7,000 7,600

を「6,400 7,000 7,000 7,600」に改め、附則別表第二を附則別表第三とし、附則別表第一の次に次の表を加える。

7,300 7,700 7,700

に改め、附則別表第三を附則別表第四とし、附則別表第二の表新俸給月額額の項中

6,400 7,000 7,000 7,600

を「6,400 7,000 7,000 7,600」に改め、附則別表第二を附則別表第三とし、附則別表第一の次に次の表を加える。

7,300 7,700 7,700

に改め、附則別表第三を附則別表第四とし、附則別表第二の表新俸給月額額の項中

6,400 7,000 7,000 7,600

附則別表第二 行政職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

旧俸給額	新俸給額	期間	旧俸給額	新俸給額	期間	旧俸給額	新俸給額	期間	旧俸給額	新俸給額	期間	旧俸給額	新俸給額	期間	旧俸給額	新俸給額	期間
4,900	5,300	6	6,900	7,400	3	12,100	12,700	6	21,200	22,300	3	21,200	22,300	3	21,200	22,300	3
5,000	5,300	6	7,200	7,800	3	12,600	13,200	6	22,000	22,900	3	22,000	22,900	3	22,000	22,900	3
5,100	5,400	6	7,500	8,200	3	13,100	13,900	6	22,800	24,100	3	22,800	24,100	3	22,800	24,100	3
5,200	5,500	6	7,800	8,200	3	13,600	14,500	6	23,600	24,700	3	23,600	24,700	3	23,600	24,700	3
5,300	5,600	6	8,100	8,700	3	14,100	15,100	6	24,400	25,900	3	24,400	25,900	3	24,400	25,900	3
5,400	5,700	6	8,400	9,200	3	14,600	15,700	6	25,300	26,500	3	25,300	26,500	3	25,300	26,500	3
5,500	5,800	6	8,700	9,200	3	15,100	15,700	6	26,200	27,700	3	26,200	27,700	3	26,200	27,700	3
5,600	5,900	6	9,000	9,700	3	15,600	16,300	6	27,300	28,900	3	27,300	28,900	3	27,300	28,900	3
5,700	6,000	6	9,300	9,700	3	16,300	17,500	6	28,400	30,100	3	28,400	30,100	3	28,400	30,100	3
5,800	6,200	6	9,600	10,300	3	17,000	18,100	6	29,500	30,700	3	29,500	30,700	3	29,500	30,700	3
5,900	6,500	3	10,000	10,900	6	17,700	18,700	6									
6,050	6,800	6	10,400	10,900	3	18,400	19,300	6									
6,200	6,800	6	10,800	11,500	3	19,100	19,900	6									
6,400	7,100	3	11,200	12,100	6	19,800	20,500	6									
6,600	7,400	6	11,600	12,700	6	20,500	21,700	6									

〔報告書は會議録追録に掲載〕

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案

第十四条の前の見出しを「(調整措置)に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十五条 常勤を要する国家公務員から引き續いて内閣總理大臣等(第一条第十六号及び第十七号に掲げる職員を除く。)となつた者のうち、その者の常勤を要する国家公務員としての在職期間が二十年をこえる者で政令で定めるものに対しては、そのこえる年数に應じ、かつ、一般職の職員及び他の特別職の職員に關する法律に對し、政令で定める金額の特別手当を支給することができる。

2 前項の規定の適用を受ける職員の勤務地手当又は期末手当の額については、第四条又は第七条の規定により一般職の職員に關するほか、同項の特別手当の額をその計算の基礎とするものとす

別表第一中「五七、〇〇〇円」を「六〇、〇〇〇円」に改め、別表第二中大使の項を次のように改める。

大 使	一 二 三 四 五				
	号	号	号	号	号
	俸	俸	俸	俸	俸
	八八、〇〇〇円	八二、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	六六、〇〇〇円

別表第三を次のように改める。

官 職 名	俸	給 月 額
一 号	俸	五一、〇〇〇円
二 号	俸	四六、五〇〇円
三 号	俸	四二、〇〇〇円
四 号	俸	三七、五〇〇円
五 号	俸	三三、〇〇〇円
六 号	俸	二八、五〇〇円
七 号	俸	二四、五〇〇円
八 号	俸	二〇、五〇〇円

附 則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正案

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案に對する修正

特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十五条の改正規定中「勤務地手当又は及び「第四条又は」を削る。第十四条の前の見出しの改正に關する部分の前に次のように加える。

第二條中「、勤務地手当及び期末手当(秘書官にあつては、俸給、勤務地手当、期末手当及び勤勉手当)を」及び「期末手当(秘書官にあつては、俸給、期末手当及び勤勉手当)」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条から第七條まで中「及び勤務地手当」を削る。

第七條の二中「俸給及び勤務地手当の月額の合計額に一般職の職員に關するほか、同項の特別手当の額をその計算の基礎とするものとす」を「俸給及び勤務地手当の月額の合計額に一般職の職員に關するほか、同項の特別手当の額をその計算の基礎とするものとす」に改める。

第七條の三中「俸給及び勤務地手当の月額の合計額」を「俸給月額」に改める。

附則を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

2 内閣總理大臣等には、當分の間、暫定手当を支給する。

3 内閣總理大臣等(秘書官を除く。)の暫定手当の月額は、その俸給月額に、一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)による改正前の一般職の職員に關する法律第十二條に規定する支給地域に應じ、その支給割合を乗じて得た額とする。

4 秘書官の暫定手当の月額は、一般職の職員に關する法律(昭和三十三年法律第 号)に規定する額とする。

5 この法律の施行前に改正前の特別職の職員に關する法律の規定に基いてすでに内閣總理大臣等に支払われた昭和三十三年四月一日から同年四月三十日までの期間に係る給付は、改正後の特別職の職員に關する法律(以下「改正後の法」という。)の規定による給付の内払とみなす。

6 内閣總理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の法第二條中「及び期末手当」とあるのは、「暫定手当及び期末手当」と、

7 特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)に規定する額とする。

8 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一號)の一部を次のように改正する。

9 内閣總理大臣等に暫定手当が支給される間、改正後の外務公務員法第十二條第四項中「俸給の百分の八十」とあるのは「俸給及び暫定

定手当及び期末手当」と、

手当のそれぞれ百分の八十」と読み替えて、同項の規定を適用する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律

防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「又は別表第五」を削り、同条第二項中「防衛庁学校その他政令で定める防衛庁の機関に勤務する教官その他の政令で定める教育職員（以下「教育職員」という。）以外のもの又は教育職員の区分に応じ、別表第二若しくは口又は別表第六」を「政令で定める適用範囲の区分に従い、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一から別表第八までに改め、同条第三項中「別表第三又は別表第七」を「別表第二」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官の候補者として採用された者のその候補者である間の俸給日額は、その者の属する階級にかかわらず、候補者としての任用基準に依りて、政令で定める額とする。

第四条の次に次の一条を加える。
（職務の等級）

第四条の二 参事官等及び事務官等の職務は、別表第一及び一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第八までに定める職務の等級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、政令で定める。

2 参事官等及び事務官等の職務の等級ととの定数は、国家行政組織に関する法令の趣旨に従い、及び前項の規定に基く分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、政令で定める。

3 参事官等及び事務官等の職務の等級は、前項の規定による職務の等級ととの定数の範囲内で、かつ、政令で定める基準に従い決定する。第五条を次のように改める。

（初任給等）

第五条 新たに職員（参事官等、事務官等及び自衛官をいう。以下本条において同じ。）として任用された者の俸給額（参事官等及び事務官等にあつては俸給月額、自衛官にあつては俸給日額をいう。以下同じ。）の決定基準及び職員が次の各号に掲げる場合の一に該当したときの俸給額の決定基準については、政令で定める。

一 参事官等が事務官等若しくは自衛官となり、事務官等が参事官等若しくは自衛官となり、又は自衛官が参事官等若しくは事務官等となつた場合

官等若しくは自衛官となり、又は自衛官が参事官等若しくは事務官等となつた場合

二 陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）が海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）若しくは航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）となり、海上自衛官が陸上自衛官若しくは航空自衛官となり、又は航空自衛官が陸上自衛官若しくは海上自衛官となつた場合

三 参事官等又は事務官等が一の職務の等級から他の職務の等級に移つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

四 自衛官が昇任し、又は降任した場合

五 事務官等が一の官職から同じ職務の等級の初任給の基準を異にする他の官職に移つた場合

2 前項の場合において、防衛庁長官（以下「長官」という。）は、他の職員との俸給上必要と認めるときは、政令で定めるところにより、その者の属する職務の等級又は階級における最高の号俸をこえて俸給額を決定することができ

3 一般職の職員の給与に関する法律第六条の二の規定は、事務官等

の官職及びその官職を占める者の俸給月額の決定について準用する。

この場合において、同法同条中「前条」とあるのは、「前二項」と、「人事院が定める」とあるのは「総理府令で定める。」と読み替えるものとする。

4 一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項から第九項までの規定は、職員の昇給について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法同条第六項ただし書中「第三項又は第四項」とあるのは「防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項」と、同法同条第七項中「職員の勤務成績が特に良好である場合」とあるのは「政令で定める場合」と、同法同条第八項中「俸給月額」とあるのは「俸給額」と、職務の等級」とあるのは「職務の等級又は階級」と、「技能労務職俸給表の適用を受ける職員にあつては、二十四月」とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」と読み替えるものとする。

第六条から第九条までを次のように改める。

第六条から第九条まで 削除
第十条第三項中「その日」を「その日（職員が第五条第一項第一号又は

第二号に掲げる場合の一に該当して前の職員の職を離職した場合にあつては、その日の前日）」に改める。

第十一条の二を次のように改める。
（俸給の調整額）

第十一条の二 一般職の職員の給与に関する法律第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替えるものとする。

第十一条の三第一項中「第四条に規定する」を削る。

第十三条第一項中「防衛庁長官（以下「長官」という。）を「長官」に改める。

第十四条第二項中「（昭和二十五年法律第九十五号）を削り、同条第三項中「第十一条の二第一項」を「第十一条の三第一項」に改める。

第十六条第三項中「百分の五十」を「百分の六十」に改める。

第十八条第一項中「陸曹等」を「一等陸曹、一等海曹又は一等空曹以下の自衛官（以下「陸曹等」という。）」に改める。

第十八条の二第二項中「航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当」を削る。

昭和三十三年四月十六日 衆議院會議録第三十三号 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案外二案

第二十七条第一項中「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、」の下に「同法第四條第一項中「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間」とあるのは「確定した日の属する月の前月の末日から起算して過去三月間（自衛官にあつては、当該日の属する防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一條第二項に規定する期間（以下本項において「給与期間」という。）の直前の給与期間の末日から起算して過去三月の給与期間」と、」を加える。

第二十八條中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項から第十一項までを削る。

第二十八條の二中「別表第三」を「別表第二」に改め、同条を第二十八條の三とし、第二十八條の次に次の一条を加える。

第二十八條の二 停年に達した自衛官が自衛隊法第四十五條第二項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた場合には、国家公務員等退職手当暫定措置法第二條第二項の規定にかかわらず、その者が停年に達した日に退職したものとみなし、その際退職手当を支給することができる。

2 自衛官に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、同法第三條第一項中「二十五日分」とあるのは「三十日分」と、同法第四條第一項中「二十年以上勤続し停年に達したこと」とあるのは「停年に達し、かつ、政令で定める事由に該当したこと」と、同法第九條中「一般の退職手当」とあるのは「一般の退職手当若しくは防衛庁職員給与法（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八條の規定による退職手当又はこれらの合計額」と、同法第十二條第一項中「一般の退職手当及び」とあるのは「一般の退職手当、防衛庁職員給与法第二十八條の規定による退職手当及び」とする。

3 前條の規定による退職手当の支給を受けた自衛官（同条第七項各号の一に該当した者を含む。）に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間（同条第七項各号の一に該当した者にあつては、仮りにこれに退職手当を支給することとした場合にその退職手当の計算の基礎となるべき期間）は、同法第七條の勤続期間から除算する。ただし、同法第十條の規定の適用については、この限りでない。

4 学生に対する国家公務員等退職手当暫定措置法の規定の適用については、学生としての在職期間は、同法第七條の勤続期間から除算する。ただし、その者が学生としての正規の課程を終了し、引き続き自衛官に任用された場合に限り、学生としての在職期間の二分の一に相当する期間は、自衛官としての在職期間に通算する。

別表第一 次長、議長及び参事官等俸給表

次 議	長 官	官 職 等 級 号	参 事 官 等					
			1 等 級		2 等 級		3 等 級	
			俸 給 月 額	昇給 月 間	俸 給 月 額	昇給 月 間	俸 給 月 額	昇給 月 間
円 73,000	1		円 48,200	12	円 34,500	12	円 18,500	12
	2		50,500	12	36,400	12	19,600	12
	3		53,000	12	38,300	12	20,800	12
	4		55,500	12	40,200	12	22,000	12
	5		58,000	12	42,200	12	23,200	12
	6		60,500	12	44,200	12	24,400	12
	7		63,000	15	46,200	12	25,700	12
	8		65,500	18	48,200	15	27,100	12
	9		68,300	24	50,500	18	28,500	12
	10		72,000		53,000	21	29,900	12
	11				55,500	24	31,300	12
	12				58,000		32,900	12
	13						34,500	12
	14						36,400	15
	15						38,300	15
	16						40,200	18
	17						42,200	21
	18						44,200	24
	19						46,200	

別表第一を次のように改める。

別表第二 官俸給表

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給日額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最前
の号俸を受けるに至つた時から長期間経過したときは、その最高の号俸をこえる俸給日額を定めることができる。

別表第三から別表第七までを削る。
附 則
(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
(切替及び切替に伴う措置)
- 2 この法律の施行の日(以下「切替日」という。)において切り替えられる職員の俸給額(参事官等及び事務官等にあつては俸給月額をいい、自衛官(統合幕僚会議の議長たる自衛官を除く。以下同じ)にあつては俸給日額をいう。以下同じ)は、改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により昭和三十三年三月三十一日においてその者が受けていた俸給額(旧法第十一条の二の規定により俸給の調整額を受けていた事務官等では、総理府令で定める額。以下「旧俸給額」という。)に対応する切替表(参事官等にあつては附則別表第一、事務官等にあつては政令で定める適用範囲の区分に従い一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)附則別表第一から附則別表第十一まで、自衛官にあつては附則別表第十二をいう。以下同じ)に掲げる新俸給額に対応するそれぞれの俸給額(その者がこの法律の施行に伴い切替日において適用を受けることとなつた改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第八までをいう。以下同じ)に定める。

その者の属する職務の等級(自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ)の号俸とし、その者の属する職務の等級に新俸給額と同じ額の号俸がないときは、その額とする。

- 3 旧俸給額が切替表に期間の定のある旧俸給額である職員のうち、附則第五項の規定により切替俸給額(前項の規定により切り替へられた俸給額をいう。以下同じ)を受ける期間に達しない期間が切替表に定める期間に達しない者については、前項の規定にかかわらず、切替表の旧俸給額の欄におけるその者の旧俸給額に相当する額の直近上位の額(その額が切替表の旧俸給額に相当する額の直近下位の額に対応する新俸給額に達しない額であるときは、その新俸給額)をその者の切替俸給額とする。

- 4 前項の規定により切替俸給額を決定された職員については、その者の切替俸給額を受ける期間(附則第五項の規定により通算される期間を含む)が昭和三十三年七月一日までにその者の旧俸給額について切替表に定める期間に達することとなる者については同年同月同日を、その他の者にあつては同年十月一日をそれぞれ切替日とみなし、その者の旧俸給額を基礎として、附則第二項の規定を適用し、その日におけるその者の俸給額を決定するものとする。

- 5 新法第五項第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項及び第八項の規定の適用については、切替日の前日における俸給額を受けていた期間(その期間がその俸給額について旧法別表第四において職員区分に従い定める期間の最短期間をこえるときは、その最短期間とし、総理府令で定める者にあつては、これに三月(切替日の前日における俸給額を受けていた期間が三月未満である者で総理府令で定めるものについては、六月)を加えた期間)を切替俸給額を受ける期間に通算する。

- 6 前項の場合において、切替表に期間の定のある旧俸給額を基礎として附則第二項の規定に基き切替俸給額を決定された者については、前項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間からその者の旧俸給額について切替表に定める期間を減じて通算する。

- 7 前二項の規定により切替俸給額を受ける期間に通算される期間が切替俸給額について俸給表に掲げる昇給期間をこえる場合においてはその者の切替日後における最初の昇給について、新法第五條第四項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項に規定する昇給期間をそのこえる部分に相当する期間短縮する。
- 8 旧俸給額が参事官等にあつては五万七千七百円、事務官等にあつては五万七千七百円、自衛官等にあつては五万七千七百円をこえる者の切替日以降における最初の昇給については、附則第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

- 9 昭和二十七年八月一日から切替日の前日までの間において旧法第六條第三項ただし書の規定により昇給した職員で他の職員との権衡上特に必要があると認められるものについては、政令で定めるところによる。

- 10 附則第二項又は附則第四項の規定により決定された俸給額がその者の属する職務の等級の最低の号俸に達しない職員の場合においては、政令で定めるところによる。

- 11 切替日の前日から引き続き在職する事務官等の切替日における職務の等級及び切替日以降昭和三十三年六月二十九日までにおいて新たに事務官等となつた者のその事務官等となつた日における職務の等級は、同年同月三十日まで決定することができ、この場合において、その者の職務の等級が決定されるまでの間においては、総理府令で定めるところにより、切替日の前日から引き続き在職する事務官等については旧法の適用により切替日の前日において受けていた俸給月額に対応する同法別表第六に掲げる額の直近上位の額(総理府令で定める額)を、切替日以降において新たに事務官等となつた者については総理府令で定める額を、それぞれ俸給月額とみなして新法を適用した場合に支給されるべき給与に相当する額を、同法による給与の内払として支給する。

- 12 附則第二項、附則第三項及び附則第五項の規定の適用については、旧法の適用により職員が切替日の前日において受けていた俸給額は、同法及びこれに基き命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
- 13 新法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第六條の二の規定の適用を受ける職員については、附則第二項から前項までの規定は、適用しない。
- 14 附則第二項、附則第五項及び附則第十一項の規定に基き内閣総理大臣が総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。
- 15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替に關し必要な事項は、政令で定める。
- 16 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
第五十九條ノ三を次のように改める。
第五十九條ノ三 前条第一項ニ規定スル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヘノ昇給ニ付テハ転官職ニ依リ昇給ヲ来ス場合ニ於テハ新官職ニ付定メラレタル俸給中前ノ官職ニ付給セラレタル俸給ニ直近ニ多額ナルモノヲ以テ一ノ俸上位ノ号俸トシテ之ニ直近スル上位ノ号俸ヲ以テ二号俸上位ノ号俸トス
- 17 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。
第四十七條第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附則別表第1 参事官等新旧俸給月額切替表

旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間	旧俸給月額	新俸給月額	期 間
円 15,000	円 16,300	月 6	円 25,100	円 27,100	月 9	円 41,800	円 44,200	月 3
15,500	16,300		26,000	27,100		43,400	46,200	6
16,100	17,400	6	26,900	28,500	3	45,100	48,200	6
16,700	17,400		27,800	29,900	6	46,900	50,500	9
17,300	18,500	6	28,800	31,300	9	48,700	50,500	
17,900	19,600	9	29,800	31,300		50,500	53,000	3
18,600	19,600		31,000	32,900	3	52,300	55,500	6
19,400	20,800	3	32,200	34,500	6	54,100	58,000	9
20,200	22,000		33,500	36,400	9	55,900	58,000	
21,000	23,200	9	34,800	36,400		57,700	60,500	3
21,800	23,200	3	36,100	38,800	3	59,500	63,000	
22,600	24,400	9	37,400	40,200	6	61,500	63,000	
23,400	24,400		38,700	42,200	9	63,200	65,500	
24,200	25,700	6	40,200	42,200				

附則別表第2 自衛官新旧俸給日額切替表

イ 幹部自衛官

旧俸給日額	新俸給日額	期 間	旧俸給日額	新俸給日額	期 間	旧俸給日額	新俸給日額	期 間
円 535	円 595	月 6	円 960	円 1,020	月 3	円 1,860	円 1,950	月 3
555	595		1,000	1,080	6	1,940	2,040	6
575	640	6	1,040	1,140	9	2,020	2,130	9
595	640		1,080	1,140		2,100	2,130	
615	670	6	1,130	1,210	3	2,180	2,220	3
640	700	9	1,180	1,280	6	2,260	2,320	
665	700		1,230	1,350	9	2,340	2,420	
690	730	3	1,280	1,350		2,420	2,540	
715	770	6	1,330	1,420	3			
740	820	9	1,390	1,490	6			
770	820	3	1,450	1,580	9			
800	870	9	1,510	1,580				
830	870		1,580	1,650	6			
860	920	6	1,650	1,720	6			
890	970	9	1,720	1,790	6			
920	970		1,790	1,860	9			

陸曹等

旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間	旧俸給日額	新俸給日額	期間
円 180	円 190	月	円 285	円 315	月 6	円 515	円 540	月
185	190		295	315		540	580	6
190	200		305	360	9	565	625	9
195	200		315	360	6	590	625	
200	210		330	360		615	670	3
205	210		345	390	6	640	715	9
210	225		360	390		665	715	6
215	225		375	420	6	690	760	9
225	245		390	420		715	760	3
235	265	6	405	460	9	740	805	9
245	265		420	460	6	770	805	
255	290	9	440	460		800	850	6
265	290	6	465	500	6			
275	290		490	500				

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案に対する修正
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第二項の改正規定中「別表第八」を別表第七に改める。
第四条の二の改正規定中「別表第八」を別表第七に改める。
第五条の改正規定中「技能労働職俸給表」を「行政職俸給表(二)」に改める。

第十四条の改正に関する部分を次のように改める。
第十四条を次のように改める。
(超過勤務手当等)
第十四条 事務官等には、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当を支給する。

2 一般職の職員の給与に関する法律第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法第十九条の二第一項中「人事院規則」とあるのは「政令」と、第十九条の三「第三項」と読み替えるものとする。

第十八条の二第二項の改正に関する部分を次のように改正する。
第十八条の二第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当に改め、航空手当、乗組手当、落下さん隊員手当を削り、俸給の月額とこれに対する勤務地手当の月額との合計額」及び「俸給月額とこれ

に対する勤務地手当の月額との合計額」を「俸給の月額」に改める。
第十八条の二第二項の改正に関する部分の次に次のように加える。
第十九条中「勤務地手当」を削る。

第二十三条第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改める。
第二十四条第二項中「第十四条第三項、第十五条から」を「第十四条から」に改める。
第二十五条第二項中「三千二百円」を「三千五百円」に改める。
第二十七条第一項の改正に関する部分中「を」を加える。
同条第二項中「扶養手当及び勤務地手当」を「及び扶養手当」に改め、「勤務地手当」を削る。
別表第二の表中「200」を「205」に、「180」を「190」に改める。
附則第一項を次のように改める。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算し、昭和三十一年四月一日から適用する。

附則第二項の前の見出しを「俸給の切替及びその切替に伴う措置」に改め、同項中「この法律の施行の日」を「昭和三十一年四月一日」に、「昭和三十一年三月三十一日」を「同年三月三十一日」に、「附則別表第十一」を「附則別表第十」に、「別表第八」を「別表第七」に改める。
附則第十四項中「及び附則第十一項を、附則第十一項及び附則第十七項に改める。
附則第十六項を附則第二十二項とし、附則第十六項を附則第二十一項

とし、附則第十五項の次に次の五項を加える。
(暫定手当)
16 次長、議長、参事官等及び事務官等には、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の例に準じて政令で定めるところにより、当分の間、暫定手当を支給する。
(差額の支給)
17 この法律の施行の日の前日における旧法の規定による職員の俸給(保安庁職員給与法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十六号)附則第五項の規定による手当を含む)、勤務地手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額(自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額(以下本項においてこれを「旧給手額」といふ)が同日における新法の規定によるその者の俸給、暫定手当、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額(自衛官にあつては、俸給、俸給の特別調整額及び隔遠地手当の月額の合計額)とを比較し、その差額を「新給手額」といふ)をこえるときは、新給手額が同日における旧給手額(俸給表の適用を異にして異動する場合その他総理府令で定める事由に該当する場合にあつては、総理府令で定める額)に達するまで、その差額を手当としてその者に支給する。新法第十九条の規定は、その差額の支給方法について準用する。

(給手の内払)

18 この法律の施行前に旧法の規定に基いてすでに職員に支払われた切替日以降昭和三十三年四月三十日までの期間に係る給手は、新法の規定による給手の内払とみなす。

(暫定手当を基礎とする給手)

19 次長、議長、参事官等及び事務官等に暫定手当が支給される間、新法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給手に関する法律第十九条中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額と暫定手当の月額との合計額」と、新法第十八条の二第二項中「及び扶養手当の月額」の合計額(自衛官)とあるのは「扶養手当及び暫定手当の月額」の合計額(自衛官)と、俸給の月額と暫定手当の月額との合計額(自衛官)とあるのは「俸給の月額と、新法第二十三条第二項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」とあるのは「暫定手当、特殊勤務手当」とそれぞれ読み替えて、これらの規定を適用する。

(保安庁職員給手法の一部を改正する法律の一部改正)

20 保安庁職員給手法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

5 削除

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔大平正芳君登壇〕

○大平正芳君 たいだい議題となりまして三法案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

まず、一般職の職員の給手に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、委員会付託に先だつて、去る三月十四日日本会議に上程、政府より提案理由の説明があり、質疑応答が重ねられたものであつて、その内容はきわめて複雑かつ精密なものであります。その本旨とするところは、昨年七月十六日になされた人事院勧告の趣旨にかんがみ、一般職の職員の俸給制度を職務の特性に應ずるよう改正すると同時に、新制度への切りかえに当つて必要な調整措置を講じようとするものであります。その結果、職員の給手額は前年度に比し平均約六・二%の改善になる見込みであります。

次に、特別職の職員の給手に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、一般職の職員の給手制度の改正に伴い、特別職の職員のうち、東宮大夫、式部官長及び秘書官につき、一般職の職員との権衡を考慮して、俸給月額を若干増額するほか、特別職の職員であつて常勤を要する国家公務員として長期間在職した者につき特別手当を支給できるようにする等のため、所要の改正を加えようとするものであります。

次に、防衛庁職員給手法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今回の一般職の職員の給手制度改正の趣旨に準じ、防衛庁職員の給手の改正を行おうとするもので、その要旨は、参事官、自衛官等それぞれに適用される俸給表につきましては、従前と同様の方法でこれに対応する一般職の俸給表にならつて改訂を行い、事務官等につきましては、従前の通り一般職の職員の俸給表によることとしようとするものであります。なお、俸給制度改正に伴う新旧俸給額の切りかえ及び切りかえに伴う措置に関しましては、一般職の職員のそれに準じて定め、その他関係諸規定の整備を行なつておるのであります。

以上が各法案の要旨でございます。

一般職の職員の給手に関する法律の一部を改正する法律案は三月十四日、他の二法案は三月六日それぞれ本委員会に付託となり、三月十五日政府より各法案について提案理由の説明を聴取、三月十九日より審議に入つたのであります。

質疑の焦点となりましたことは、現行給手法を延長した場合と改正案を適用した場合との給手額その他処遇の比較、新等級制の意義並びにその運用方針、民間並びに三公社、五現業の給手との比較、本案の地方公務員に及ぼす影響、公務員制度改正の方針等に関するものであります。その詳細は会議録により御承知を願ふことにいたします。

内閣委員会としては、本案の重要性にかんがみ、特に給手に関する小委員会を設け、周到な検討を委託したのであります。小委員諸君は、終始熱心

かつ周密なる検討を続けられ、与野党の対立を超越しつつ、小異を捨てて大同につかれ、四月二日には新俸給制度並びにその運用に関し、四月十二日にはさらに地域給制度に関し、それぞれ一した結論に到達されたのであります。

かくて、本日地方行政委員会との連合審査会を行なつた後、質疑を終了いたしましたところ、小委員会の結論に基き、三法案に対する自由民主党並びに日本社会党共同提案にかかる修正案が提出され、大平委員よりその趣旨弁明がなされたのであります。

その要旨を申し上げますと、第一点は、俸給制度の改訂中、行政職及び技能職の俸給表の細分化は、これにより職員に身分上の差別感を与え、勤労意欲を阻害するおそれがあるので、行政職及び技能職の俸給表をそれぞれ一本に統合し、その呼称をかへること、第二点は、民間その他の権衡上、初任給を新高卒につき三百円、新中卒につき二百円、それぞれ引き上げ、これに伴つて俸給月額を若干手直しすること、第三点は、地域給を廃止し、暫定手当を設けることにしたこと等であり

ます。

第三の地域給の廃止について一言付言いたしますと、現行の勤務地手当の制度は本年三月三十一日限り廃止するが、各地域に在勤する職員の勤務地手当の現給を保証するため、当分の間現行の地域区分に応じて定額の暫定手当を支給するとともに、現行の無給地に在勤する職員に対しては、本年十月一日以降一級地の暫定手当額の五分の二相当額を、明三十三年度にはその五分の三相当額をそれぞれ支給することと

し、昭和三十四年四月一日以降は、その五分の五相当額を本俸に繰り入れ、もつて現行の無給地を解消することとしたわけでありました。

他の二法案に対する修正案は、一般職の職員の給手に関する法律の改正案に対する修正点を準用して策案したものであります。

以上が各修正案の要旨であります。次いで採決に付しましたところ、三法案はいずれも全会一致をもつて自民党共同修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、石橋政嗣委員より両党共同の附帯決議案が提出されましたが、これまた全会一致の議決を見たのであります。

附帯決議を朗読いたします。

本案の実施に当つては、政府は、左記事項について必要な措置を講ずること。

一、一般係員で現在六級以上の者は、原則として、行政職俸給表(一)の七等級へ格付すること。

一、翻訳職、専門職等組織上の役職名のない職員で現在十一級の者は、その職務内容に応じて行政職俸給表(一)の四等級へ格付すること。

一、研究職員で部長、課長、室長等の役職名のない職員について、その研究業績、職務内容に応じて研究職俸給表の四等級以上の等級へ格付すること。

一、行政職俸給表(一)に該当する職員で、鑑定、模写、工芸品製作、欧文ステノタイプその他高度の特殊技能を有する者及び特に規模の大きい官庁にお

昭和三十三年四月十六日 衆議院會議録第三十三号 判事補の特例等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

ける配車係長その他技能関係の高度の管理的業務に従事する者は、行政職俸給表(二)を適用させること。

一、機器の運転操作その他技能を必要とする業務に従事する職員で現在六級以上の者は、原則として、行政職俸給表(二)の三等級へ格付すること。

一、その他右に準じて取扱うことを適当と認められるものについては、格付上十分考慮すること。

一、改正旅費法中、現行より不利となる部分については十分考慮すること。

一、暫定手当の整理を行つた場合には現行一級地相相当額をこれを本俸に繰入れること。

一、勤務地手当廃止に伴つて生じた余剰経費は、本年度中において、これを給与改善原資に充当すること。

一、市町村合併に伴う同一市町村内の暫定手当支給の不均衡は、なるべく、すみやかにこれを是正すること。

右決議する。

以上でございます。

○議長(金谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案の委員長の報告はいずれも修正であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、三案は委員長報告の通り決しました。

判事補の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、判事補の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

判事補の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、裁判所法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員会理事池田清志君。

判事補の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

判事補の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

第一条の二 最高裁判所は、当分の間、高等裁判所の裁判事務の取扱

上特に必要があるときは、その高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所又は家庭裁判所の判事補で前条第一項の規定による指名を受けた者にその高等裁判所の判事の職務を行わせることができる。

2 前項の規定により判事補が高等裁判所の判事の職務を行つた場合には、判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることのできない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

裁判所法の一部を改正する法律案 裁判所法の一部を改正する法律案(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条の二中「裁判所書記官の」を「裁判所書記官及び裁判所速記官の」に改める。

第十四条の三を第十四条の四とし、第十四条の二の次に次の一条を加える。

第十四条の三 (家庭裁判所調査官研修所) 家庭裁判所調査官の研究及び修養並びにその養成に関する事務を取り扱わせるため、最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所を置く。

第五十六条の五を第五十六条の七とし、第五十六条の四を第五十六条の六とし、第五十六条の三の次に次の二条を加える。

第五十六条の四 (家庭裁判所調査官研修所教官) 最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所教官を置く。

家庭裁判所調査官研修所教官は、上司の指揮を受けて、家庭裁判所調査官研修所における研究及び修養の指導並びに養成を掌る。

第五十六条の五 (家庭裁判所調査官研修所長) 最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所長を置き、家庭裁判所調査官研修所教官の中から、最高裁判所がこれを補する。

家庭裁判所調査官研修所長は、家庭裁判所調査官研修所の事務を掌理し、家庭裁判所調査官研修所の職員を指揮監督する。

第六十条の二の次に次の二条を加える。

第六十条の三 (裁判所速記官) 各裁判所に裁判所速記官を置く。

裁判所速記官は、裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を掌る。

裁判所速記官は、その職務を行うについては、裁判官の命令に従う。

第六十条の四 (裁判所速記官補) 各裁判所に裁判所速記官補を置く。

裁判所速記官補は、上司の命を受けて、裁判所速記官の事務を補助する。

第六十五条中「裁判所書記官補」の下に、「裁判所速記官、裁判所速記官補」を加える。

附則第三項中「裁判所調査官」を「家庭裁判所調査官、研修所教官又は裁判所調査官」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 各裁判所は、当分の間、最高裁判所の定めるところにより、裁判所速記官補に裁判所速記官の職務を行わせることができる。

3 検察審査会法(昭和二十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第六号中「裁判所書記官研修所教官」の下に、「家庭裁判所調査官、裁判所速記官、裁判所速記官補」を加える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○池田清志君登壇
ただいま議題となりました判事補の特例等に関する法律の一部を改正する法律案及び裁判所法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、判事補の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

本案は、当分の間の措置といたしまして、判事補としての職権の制限を受けない、いわゆる職権特例判事補に高等裁判所の判事の職務を行わせることができるようにしようとするものであります。

これによつて高等裁判所判事を第一審の裁判官に配置がえし得る道を開き、もつて第一審の充実強化を円滑に行うようするのを目的としたものであります。

昭和三十一年四月十六日 衆議院會議録第三十三号 引揚者給付金等支給法案

さて、法務委員会におきましては、判事補の特認を当分の間の措置として、裁判官の質が低下していく折柄、これに対する根本方策はあるのか、また、一審強化の方法として、現在最高裁判所等において司法行政事務ないしは調査事務に従事しておる百余名の判事を可能な範囲で裁判事務プロパーに配置転換させることがよいではないかなどについて質疑応答がありましたが、詳細は速記録に譲ります。

かくて、本日質疑を終了し、討論に付しましたが、別に発言もなく、直ちに採決に入りましたところ、本法案は政府原案の通り全会一致をもって可決せられた次第であります。

次に、裁判所法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の改正点は次の二点であります。第一は、家事事件の審判及び調停並びに少年の保護事件の審判に必要な調査事務を担当いたします家庭裁判所調査官の養成、研修のため、新たに最高裁判所に家庭裁判所調査官研修所を設置しようとするものであります。第二は、戦後、民、刑訴訟法の改正によりまして、事実審の手続は著しく丁寧となるとともに、証拠に関する規定も厳格なものとなりましたため、証人等に対する尋問及びその供述の内容はおのずから複雑かつ詳細なものとならざるを得ないこととなったのであります。従いまして、従来の裁判所書記官の作成する調書のみでは不十分ならぬみがありますので、速記者による速記録を調書に引用添付することによって詳細かつ正確な記録を整備する必要がありますものと考えられますので、今回、新たに、裁判所職員として、裁判所

速記官及び裁判所速記官補の制度を設けようとするものであります。

法務委員会におきましては、裁判所書記官と速記官との権限の調整問題、調書と速記録との関係等について、政府当局と質疑応答がありました。その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて、本日質疑を終了し、討論に付しましたところ、これまた別に発言もなく、採決しましたところ、本法案は政府原案の通り全会一致をもって可決せられた次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

引揚者給付金等支給法案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、引揚者給付金等支給法案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

引揚者給付金等支給法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長藤本捨助君。

引揚者給付金等支給法案
引揚者給付金等支給法

目次

- 第一章 総則(第一条—第三条)
- 第二章 引揚者給付金等の支給(第四条—第十四条)
- 第三章 不服の申立(第十五条—第十七条)
- 第四章 雑則(第十八条—第二十条)

附則

- 第一章 総則(この法律の趣旨)
- 第一条 引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族には、この法律の定めるところにより給付金を支給する。

第二条 この法律において「引揚者」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上本邦以外の地域(以下「外地」という。)に生活の本拠を有していた者(昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に關する件に基く開拓民については、昭和二十年八月十五日まで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間が六箇月未満の者を含む。以下第三号において同じ。)

二 昭和三十二年八月九日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により同年同月十四日以前に本邦に引き揚げたもの

三 昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中、終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの

四 終戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月十五日以後引き続き外地に残留することを余儀なくされた者で、昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引き揚げたもの

伴つて発生した事態により同年同月同日以後同年同月十四日以前に本邦に引き揚げたもの

三 昭和二十年八月十五日まで引き続き六箇月以上外地に生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中、終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの

四 終戦に伴つて発生した事態により昭和二十年八月十五日以後引き続き外地に残留することを余儀なくされた者で、昭和二十七年四月二十九日以後本邦に引き揚げたもの

2 この法律の適用に關しては、「本邦」には、朝鮮群島、色丹島及び厚生省令で定めるその他の島は、含まれないものとする。

(認定)

第三条 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基いて、厚生大臣が行う。

第二章 引揚者給付金等の支給

(引揚者給付金の支給)

第四条 引揚者で、昭和三十一年四月一日(同年同月二日以後本邦に引き揚げた者については、その引き揚げた日)において日本の国籍を有するものには、引揚者給付金を支給する。

(引揚者給付金の額及び記名国債の交付)

第五条 引揚者給付金の額は、引揚者の昭和二十年八月十五日における年齢により定めた次の表の額とし、記名国債をもつて交付する。

年 齢	引揚者給付金の額
五十歳以上	三〇〇〇円
三十歳以上五十歳未満	二〇〇〇円
十八歳以上三十歳未満	一五〇〇円
十八歳未満	七〇〇円

2 第二条第一項第四号に掲げる者で、日本国との平和条約第十一条に定める裁判により拘禁され、又はこれと同視すべき事情の下において外地に残留することを余儀なくされていたものに支給する引揚者給付金の額は、前項の規定にかかわらず、二万八千円とする。

(引揚者給付金を受けることができない者)

第六条 昭和三十一年分の所得税額(配偶者婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)に所得税を納付すべき所得があつた場合には、その配偶者の所得税額との合計額。以下同じ。が八万八千二百円をこえる者及びその者の配偶者には、引揚者給付金を支給しない。ただし、昭和二十九年から昭和三十一年までの各年分の所得税額の平均額が八万八千二百円に満たない者については、この限りでない。

2 前項の所得税額とは、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第二百九十二条第五号に規定する所得税額をいい、所得税法(昭

和二十二年法律第二十七号)の施行地以外の地域において所得を得た者については、政令で定めるこれに代るべき額とする。

(引揚者給付金を受ける権利の受給)

第七條 引揚者給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に引揚者給付金の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の引揚者給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人の引揚者給付金の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした引揚者給付金を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

3 第五條に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人の引揚者給付金の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした引揚者給付金を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

第八條 次に掲げる者の遺族で、昭和三十三年四月一日(第一号に掲げる者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日)

(遺族給付金の支給)

において日本の国籍を有するものには、遺族給付金を支給する。

一 昭和二十年八月十五日において外地にあつた者で、終戦に伴つて発生した事態に基く外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむをえない理由により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にある間に死亡したものは終戦に伴つて発生した事態により引き続き外地に残留することを余儀なくされている間に死亡したもの

二 昭和二十年八月九日において外地にあつた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により本邦に引き揚げることを余儀なくされるに至つた後同年四月十四日以前に外地において死亡したもの

三 第二條第一項各号のいずれかに該当するに至つた後昭和三十三年三月三十一日以前に死亡した者で、死亡の当時二十五歳以上であつたもの

(遺族給付金を受けるべき遺族の範囲)

第九條 遺族給付金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の當時における配偶者、子及び父母並びに昭和二十年八月十五日(前條第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年四月九日、同條第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡の当時)においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。

2 死亡した者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、死亡した者の死亡の當時における子とみなす。

3 前項の子が、昭和三十三年四月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、同年四月一日(死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日)において日本の国籍を有していたものとみなす。

(遺族給付金を受けるべき遺族の順位)

第十條 遺族給付金を受けるべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。ただし、父母については、昭和二十年八月十五日(第八條第二号に掲げる者に係る遺族給付金については、同年四月九日、同條第三号に掲げる者に係る遺族給付金については、死亡した者の死亡の当時)において当該死亡した者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の祖父母を先にし、実父母の祖父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

一 配偶者(死亡した者の死亡の日が昭和三十三年三月三十一日以前である場合において、その死亡の日以後同日以前に死亡した者の二親等内の血族(以下この項において「遺族」という。)以外の者の婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に

入つてゐると認められる場合を含む。)した者及び同年四月一日において遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

二 子(昭和三十三年四月一日(死亡した者の死亡の日が同年四月二日以後であるときは、その死亡の日)以下この条において同じ。)において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

三 父母

四 孫(昭和三十三年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

五 祖父母

六 兄弟姉妹(昭和三十三年四月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。)

七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

前項の規定により遺族給付金を受けるべき順位にある遺族が、昭和三十三年四月一日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上(その者が昭和三十三年四月一日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上)生死不明である場合において、他に同順位者がいないときは、次順位者の請求により、その次順位者(その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位

者)を遺族給付金を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

(遺族給付金の額及び記名国債の交付)

年 齢	遺族給付金の額
五十歳以上	二八〇〇〇円
三十歳以上五十歳未満	一〇〇〇〇円
十八歳以上三十歳未満	一五〇〇〇円
十八歳未満	七〇〇〇円

第十一條 遺族給付金の額は、死亡した者一人につき次の各号に定める額とし、記名国債をもつて交付する。

一 第八條第一号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日における年齢、同條第二号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の死亡の日における年齢により定めた次の表の額

二 第八條第三号に掲げる者の遺族に支給する遺族給付金については、死亡した者の昭和二十年八月十五日(同年四月十四日以前に死亡した者の遺族に支給する遺族給付金については、その死亡の日)における年齢により定めた次の表の額

年 齢	遺族給付金の額
十八歳以上	二八〇〇〇円
十八歳未満	一五〇〇〇円

(遺族給付金を受けることができない者)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する遺族には、遺族給付金を支給しない。

一 第六条第一項に該当する者
二 昭和三十三年三月三十一日以前に、離縁によつて死亡した者
との親族関係が終了した者

2 当該死亡した者の死亡に關し、他の法令により、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)による遺族年金又は弔慰金その他遺族給付金に相当する給付を受ける権利を取得した者がある場合には、その遺族には、遺族給付金を支給しない。

(準用規定)

第十三条 第七條第二項の規定は、遺族給付金を受けるべき同順位に遺族が数人ある場合において、同条第一項及び第二項の規定は、遺族給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、それぞれ遺族給付金の請求又はその権利の認定について準用し、同条第三項の規定は、第十一條に規定する国債の記名者が死亡した場合において準用する。

(国債)

第十四条 第五條第一項及び第十一條の規定により交付するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

2 前項の規定により発行する国債は、十年以内に償還すべきものとす、その利率は、年六分とする。

3 第一項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

を除外し、前二項に定めるもののほか、第一項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第三章 不服の申立

(不服の申立)

第十五条 引揚者給付金又は遺族給付金に關する処分不服がある者は、その処分の通知を受けた日から起算して一年以内に、書面であつて、厚生大臣に不服の申立をすることができ、

2 前項の規定による不服の申立は、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 厚生大臣は、特にやむを得ない理由があるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立を受理することができ、

(裁決)

第十六条 厚生大臣は、不服の申立を受けたときは、必要な審査を行い、すみやかに裁決をし、不服の申立をした者にこれを通知しなければならない。

(政令への委任)

第十七条 前二條に定めるもののほか、不服の申立、審査及び裁決の手続に關し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(時効)

第十八条 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利は、三年間行わないときは、時効によつて消滅する。

(譲渡又は担保の禁止)

第十九条 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、引揚者給付金を受ける権利については、引揚者が、その者と生計をともにしている配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で引揚者給付金を受ける権利を有するものに譲渡する場合においては、この限りでない。

(差押の禁止)

第二十条 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利及び第五條又は第十一條に規定する国債は、差し押さへることができない。ただし、国税徴収法(明治三十年法律第二十号)又は国税徴収の例による場合において、この限りでない。

(非課税)

第二十一条 引揚者給付金、遺族給付金、第五條又は第十一條に規定する国債につき引揚者、遺族又はこれらの者の相続人が受ける利子及びこれらの者の引揚者給付金を受ける権利の譲渡による所得については、所得税を課さない。

2 引揚者給付金を受ける権利の譲渡、第五條若しくは第十一條に規定する国債の譲渡又はその国債を担保とする金銭の貸借に關する書類には、印紙税を課さない。

(国債元利金の支払)

第二十二条 第五條又は第十一條に規定する国債の元利金の支払に關する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるときは、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 郵政大臣は、前項の場合において同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができ、

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手續は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(権限の委任)

第二十三条 この法律により厚生大臣に與する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事その他政令で定める者にその一部を委任することができる。

(省令への委任)

第二十四条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手續その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、公布の日が昭和三十三年四月二日以後であるときは、同年四月一日から適用する。

(第五條第二項に規定する者に關する特例)

2 第五條第二項に規定する者については、第四條の規定にかかわらず、その者が日本の国籍を有しない場合においても、同条の規定による引揚者給付金を支給する。ただし、この法律の施行前に本邦に引き揚げた者については、その者が、この法律の施行の際、本邦に住所又は居所を有する場合に限る。

(国債の発行の日)

第十四條第一項に規定する国債の発行の日は、昭和三十三年六月一日とする。ただし、昭和三十三年六月一日以後引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利を有するに至つた者に交付する国債については、その権利を有するに至つた日が六月一日以後十二月三十一日以前であるときは、その年の六月一日とし、その日が一月一日以後五月三十一日以前であるときは、その前年の六月一日とする。

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第六十二號の次に次の一號を加える。

六十二の二 引揚者給付金等支給法(昭和三十三年法律第

号)の定めるところにより、引揚者給付金等を受ける権利を認定し、及び不服の申立について裁決をすること。

第十四條の二第一項第三號の次に次の一號を加える。

三の二 引揚者給付金等支給法を施行すること。

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)

5 行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部を改正

昭和三十三年四月十六日 衆議院會議録第三十三号 議長の報告

正する法律(昭和三十三年法律
第 号)の一部を次のように改
正する。

附則第二条の表厚生省本省の項
中「二七〇人」を「二八〇人」に改め
る。

6 行政機関職員定員法の一部を改
正する法律(昭和三十三年法律第二
十九号)の一部を次のように改正
する。

附則第十項の表厚生省の項中
「二七〇人」を「二八〇人」に
改める。

(総理府設置法の一部改正)
7 総理府設置法(昭和二十四年法
律第二十号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十五条第一項の表中在外財産
問題審議会の項を削る。

引揚者給付金等支給法案に対する
修正案
引揚者給付金等支給法案に対す
る修正

引揚者給付金等支給法案の一部を
次のように修正する。

第二条第一項第四号中「引き揚げ
たもの」の下に「及び当該引き続き外
地に残留することを余儀なくされた
者のうち、日本国との平和条約第十
一条に定める裁判により拘禁された
者で、同日前に本邦に引き揚げ、か
つ、引き続き当該裁判により同日以
後にわたつて拘禁されたもの」を加
える。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔藤本捨助君登壇〕

○藤本捨助君 ただいま議題となりま
した引揚者給付金等支給法案につきま
して、社会労働委員会における審議の
経過並びにその結果の概要を御報告申
上げます。

過般の大戦の終結により、きわめて
多数の同胞がその生活の本拠とする外
地からほとんど無一物になつて引き揚
げ、その再起更生については、内地の
戦災者等に比較したしまして、さらに
大きな障害があつたことは、すでに御
承知の通りであります。従来、これら
引揚者に対しては、その実情にかんが
み、応急的な援護とともに、住宅の供
与、更生資金の貸付等の援護更生施策
が行われて参つたのであります。昨
年十二月、在外財産問題審議会より、内
閣総理大臣に対し、在外財産問題処理
のための引揚者に関する措置方針につ
いて答申が提出されたのであります。
今回、政府は、右の答申の趣旨にの
つて、引揚者に対する施策を実施する
基本方針を定め、その実施方法に関す
る諸般の調整を終り、ここに引揚者給
付金等支給法案として提案いたしました
のであります。

以下、本法案の概要について申し上げ
ます。まず第一は、終戦時外地
に六カ月以上生活の本拠を有していた
者等、所定の要件を具備している者を
本法にいう引揚者とし、これら引揚者
に對しは、終戦時の年令の区分
により、五十才以上の者に二万八千
円、三十才以上五十才未満の者に二万
円、十八才以上三十才未満の者に一万
五千元、十八才未満の者に七千円の引
揚者給付金を支給することとしたこと
であります。なお、外地に長く残

留することを余儀なくされ、講和条約
発効後引き揚げた者は、その実情にか
んがみ、外地に生活の本拠がなかった
場合においても引揚者給付金の支給対
象とし、さらに、そのうち、いわゆる
戦争受刑者につきましては、年令にか
かわらず、すべて二万八千円を支給す
ることとしたのであります。

第二は、ソ連の参戦または終戦に
伴つて引き揚げねばならなくなつた
者、あるいは、外地に残留することを
余儀なくされた者が、外地におい
て死亡した場合及び引き揚げ後二十
五才以上で死亡した場合は、それぞれ
の遺族に對し遺族給付金を支給するこ
ととし、その額は、外地で死亡した者
の遺族につきましては、死亡した者の
終戦時の年令区分により、十八才以
上であつた場合は二万八千円、十八才未
満であつた場合は一万五千元とし、引
き揚げ後死亡した者の遺族につきま
しては、引揚者給付金と同様の額を支給
することとしたのであります。

第三は、一定金額以上の所得のある
者等、現に生活基盤の再建をなし得た
者には給付金を支給しない趣旨のもと
に、その所得税額が八万八千二百円を
こえる者及びその配偶者には引揚者給
付金及び遺族給付金を支給しないこと
としたのであります。

第四は、引揚者給付金及び遺族給付
金の支給方法は、償還期限十年以内の
記名国債で交付することとし、利率は
年六分、発行期日は昭和三十三年六
月一日としたのであります。
その他、不服の申し立て、国債元利
金の免税、実施機関等、所要の事項を
規定したものであります。

なお、本法案による引揚者給付金及
び遺族給付金の支給件数は約三百四
十萬、国債発行総額は五百億圓に達す
るものと見込まれてはいるが、この法
案による措置にあわせて、政府は、引
揚者に対する生業資金の貸付、住宅貸
与の援護施策につきましても、その拡
充をはかりとするものでございま
す。

本法案は、三月二十二日本委員会に
付託せられ、同二十五日神田厚生大臣
より提案理由の説明を聴受した後、き
わめて熱心なる審議が行われ、なお、
慎重を期するため、本委員会と海外同
胞引揚及び遺族援護に関する調査特
別委員会との連合審査を行なつてお
るのであります。それらの詳細につ
きましては会議録により御承知願いた
いと存じます。

かくて、本月十日質疑を終了し、本
日の委員会において、自由民主党及び
日本社会党の共同提案にかかる修正案
が提出せられ、野澤委員よりその趣旨
の説明がありました。その要旨は、日
本国との平和条約第十一条に定める裁
判により拘禁された者で、昭和二十七
年四月二十九日以前に本邦に引き揚
げ、かつ引き続き当該裁判により同日
以後にわたつて内地で拘禁された者
を、第二条第一項第四号の引揚者に含
めることとしたとすることをござ
います。

次いで、討論を省略して採決に入り
ましたところ、修正案並びに修正部分
を除く原案の他の部分はいずれも全会
一致をもって可決し、本法案は修正議
決すべきものと議決いたしました次第で
ございます。
右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしま
す。本案の委員長の報告は修正であり
ます。本案は委員長報告の通り決する
に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて、本案は委員長報告の
通り決しました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて
散会いたします。
午後三時三十二分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 岸 信介君

法務大臣 中村 梅吉君

大蔵大臣 池田 勇人君

労働大臣 松浦周太郎君

國務大臣 宇田 耕一君

國務大臣 大久保留次郎君

國務大臣 小淵 彬君

出席政府委員

人事院事務総 瀧本 忠男君

局給与局長 中垣 國男君

厚生政務次官 田邊 繁雄君

厚生省引揚 田邊 繁雄君

援護局長

朗読を省略した報告

一、去る十二日次の法律の公布を奏上
し、その旨參議院に通知した。

國家公務員等退職手当暫定措置法等
の一部を改正する法律

一、去る十二日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

法務委員

風見 章君 坂本 泰良君

武蔵運十郎君 細田 綱吉君

山田 長司君

農林水産委員

山田 長司君 風見 章君

運輸委員 森本 靖君

建設委員 日野 吉夫君

決算委員 小松 幹君 武藤運十郎君

一、去る十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 山田 長司君 細田 綱吉君

田中 織之進君 坂本 泰良君

風見 章君

農林水産委員

風見 章君 山田 長司君

運輸委員 武藤運十郎君

建設委員 小川 豊明君

決算委員 武藤運十郎君 小松 幹君

一、去る十二日国土総合開発特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 小平 忠君 (理事渡邊惣

蔵君去る十二日委員辞任につきその補欠)

一、去る十二日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

国土総合開発特別委員

井谷 正吉君 岡田 春夫君

川村 慈義君 中島 巖君

芳賀 貢君 渡邊 惣蔵君

一、去る十二日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

国土総合開発特別委員

石田 宥全君 日野 吉夫君

西村 力弥君 田中 利勝君

川俣 清音君 淡谷 悠蔵君

一、去る十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

臨時恩給等調査会設置法案

一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

電子工業振興臨時措置法案

一、去る十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

臨時恩給等調査会設置法案 (内閣提出第一四三三号) 内閣委員会 付託

自転車競技法を廃止する法律案 (永井勝次郎君外十一名提出、衆法第二五号)

小型自動車競走法を廃止する法律案 (永井勝次郎君外十一名提出、衆法第二六号)

以上二件 商工委員会 付託

モーターボート競走法を廃止する法律案 (井岡大治君外十名提出、衆法第二四号) 運輸委員会 付託

一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

電子工業振興臨時措置法案 (内閣提出第一四四四号) (予)

一、去る十二日参議院に送付した条約は次の通りである。

日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に関する議定書の批准について承認を求めるの件

日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に関する協定の批准について承認を求めるの件

一、去る十二日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

特定土地改良工事特別会計法案

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

道路整備特別措置法の一部を改正する法律案

高速自動車国道法案

国土調査法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案

一、去る十二日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

憲法調査会法を廃止する法律案 (浅沼稻次郎君外七名提出)

一、去る十二日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律案

一、去る十三日委員会に付託された議案は次の通りである。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案 (参議院提出、参法第二号)

大蔵委員会 付託

一、去る十三日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

モーターボート競走法を廃止する法律案 (井岡大治君外十名提出)

自転車競技法を廃止する法律案 (永井勝次郎君外十一名提出)

小型自動車競走法を廃止する法律案 (永井勝次郎君外十一名提出)

一、昨十五日内閣から提出した議案は次の通りである。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案

る法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四五号)

造幣局特別会計法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四六号)

以上二件 大蔵委員会 付託

